

NAGANO

みとめあい ささえあい 21

第四次長野市男女共同参画基本計画

2018 - 2021

幸せ実感都市『ながの』

長野市



女性が参画できる 活力ある社会を目指して

現在、我が国では少子高齢化、人口減少社会が進んでおり、それは本市においても、活力あるまちづくりを進めていく上で、大きな課題となっています。ここでは、人口減少に歯止めをかけることも重要ですが、男女を問わず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮していくことが求められています。特に、潜在的な力といわれる女性の活躍が、大きな鍵とされています。

本市においては、平成15年4月に制定した「長野市男女共同参画推進条例」に基づき、「長野市男女共同参画基本計画」を第三次まで策定を重ね、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現に向けて、施策を推進してまいりました。

しかし、いまだ家庭、地域社会、そして職場でも「男性は仕事、女性は家事・育児」といった性別による固定的な役割分担意識は根強く残り、様々な分野での女性の参画は進まない状況にあります。

その中、国においては、平成28年4月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が完全施行され、地方公共団体にも、働いている、また働こうとしている女性が就業の場で十分にその能力を発揮できるよう、男性の働き方、暮らし方の変革を始めとしたワーク・ライフ・バランスの推進をも含め、取組が求められています。

そこで本計画を、女性活躍推進法に基づく推進計画としても位置づけ、女性の活躍推進の更なる充実を図ります。それとともに、男女共同参画の推進の重要性をさらに周知し、DV等から女性の人権を守り、市民、事業者と市が協働し、男女がともに、その個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現に向かい、邁進してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり、様々な意見交換のもとにご審議いただきました長野市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、多くのご意見、ご提言をいただきました市民の皆様に、心から感謝を申し上げ、ごあいさついたします。

平成30年4月

長野市長 加藤久雄

目 次

第1章 計画策定に当たって

1	計画策定の背景	
(1)	国の動向	1
(2)	長野県の動向	1
(3)	本市の動向	2
2	第三次長野市男女共同参画基本計画指標の達成状況	3
3	計画の基本的な考え方	
(1)	計画の目的	7
(2)	計画の基本理念	7
(3)	計画の位置付けと性格	7
(4)	計画の期間	8

第2章 施策の展開

◆	計画の基本的な方向と女性活躍推進	
●	4つの基本的な方向	9
●	女性活躍推進	9
◆	施策体系	10
◆	基本的な方向Ⅰ 【学び】	
	男女共同参画を推進するための意識づくり	12
◆	基本的な方向Ⅱ 【実践】	
	あらゆる分野における男女共同参画の実践	17
◆	基本的な方向Ⅲ 【調和】	
	多様な生き方を実現するための仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	22
◆	基本的な方向Ⅳ 【尊重】	
	男女共同参画の視点に立った人権の尊重	26

第3章 計画の推進のために

1	計画の推進体制の整備	31
2	拠点の充実と市民参画の促進	32
3	計画の進捗状況の評価指標	32
4	計画策定後の進捗管理	34
5	計画の推進に向けて	34

資料編

○ 関係法令	
日本国憲法（抄）	36
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	40
男女共同参画社会基本法（抄）	47
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）	51
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）	59
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）	63
長野市男女共同参画推進条例	70
○ 男女共同参画関連年表	74
○ 第四次長野市男女共同参画基本計画策定の経過	78
○ 長野市男女共同参画審議会委員名簿	80
○ 用語解説（五十音順）	81

※の用語は、資料編で詳細に説明しています。

第1章 計画策定に当たって

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、少子高齢化の進展や人口減少等、社会経済情勢の大きな変化に対応していく上でも、その実現が重要な課題となっています。

本市においては、「長野市男女共同参画推進条例」に基づき基本計画を定め、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

そのような中で、国においては、働いている、今後働こうとする女性に関する取組が新たな展開に入り、全国的にその推進が緊急かつ重要であることから、平成28(2016)年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。)」が完全施行されました。

これらの状況を踏まえ、男女共同参画を継続的に推進するとともに、女性活躍推進をより効果的に進めるため、本市では「みとめあい ささえあい21 第三次長野市男女共同参画基本計画(以下「第三次計画」という。)」の計画期間を2年前倒しし、「みとめあい ささえあい21 第四次長野市男女共同参画基本計画(以下、「本計画」という。)」を策定するものです。

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

昭和54(1979)年に国連において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。我が国では、昭和55(1980)年、条約に署名はしたものの諸条件が整っておらず、「男女雇用機会均等法」制定や「戸籍法」改正を経て、昭和60(1985)年に条約の批准に至りました。

平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題として位置付け、その取組を総合的かつ計画的に推進することが定められ、平成12(2000)年、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

政策・方針決定過程への女性の参画^{*}拡大など、様々なポジティブ・アクション^{*}を定め、女性の継続就業や再就職に対する支援、企業に対する支援などの取組を行ってきましたが、いまだ女性の力が十分に発揮できない現状があります。また、人口減少による労働力不足、国民ニーズの多様化やグローバル化に伴い、企業等における多様な人材確保が不可欠となり、新たな価値の創造やリスク管理などへの適応能力を高めるといった観点からも、女性の活躍の推進が求められてきました。

そこで、平成27(2015)年に「男女共同参画社会基本法」の基本理念にのっとり旨を明記した「女性活躍推進法」が制定されました。同年12月に策定された第四次男女共同参画基本計画において、「女性活躍推進法が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入った」としています。

(2) 長野県の動向

長野県では、昭和55(1980)年に策定した「長野県婦人行動計画」を皮切りに、平成8(1996)年「信州女性プラン21」(第四次長野県女性行動計画)が、平成13(2001)年には「パート

ナーシップながの21」(長野県男女共同参画計画)が策定されました。平成14(2002)年「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定され、県民、事業者及び県が共有すべき「男女の人権の尊重」を始めとする6項目にわたる基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりが推進されています。

現在、平成28(2016)年度を初年度とする「第四次長野県男女共同参画計画」に基づき、施策が展開されています。

この第四次計画は、基本目標に「多様なライフスタイルが実現できる信州」を掲げ、「男女がともに、その希望に応じて、多様な生き方、働き方を実現できる、ゆとりある豊かな信州暮らしを創造していく」としています。また、この計画を「女性活躍推進法」第6条第1項の規定に基づいて、県における「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」として位置付けています。

(3) 本市の動向

本市では、女性に関する施策のため、平成元(1989)年「長野市女性行動計画」を、平成7(1995)年3月「みとめあい ささえあい21 第二次長野市女性プラン」を、平成12(2000)年「みとめあい ささえあい21 長野市男女共同参画計画」を策定しました。

平成15(2003)年に「長野市男女共同参画推進条例」を施行し、平成16(2004)年から、「長野市勤労者女性会館しなのき」に、男女共同参画推進の拠点として「長野市男女共同参画センター」を設置しています。

平成17(2005)年、「長野市男女共同参画推進条例」の規定に基づき、「みとめあい ささえあい21 長野市男女共同参画基本計画」を策定、平成22(2010)年に策定した「みとめあい ささえあい21 第二次長野市男女共同参画基本計画」においては、「学び」、「実践」、「調和」、「尊重」を基本的な方向として計画構成の上位に置き、わかりやすさと実効性のある計画として策定しました。

平成27(2015)年の第三次計画においてもその基本的な方向を継承し、新たな施策として「防災における男女共同参画の推進」と「だれもが安心して暮らせる環境の整備」を取り入れて策定し、施策を展開してきました。

2 第三次長野市男女共同参画基本計画指標の達成状況

本計画の策定により、第三次計画の計画期間が2年前倒しとなることから、達成状況は平成29（2017）年度の結果とします。

基本的な方向	評価指標		内 容	H26 年度	目標値 (H31 年度)	H29 年度
I 【学び】	A	性別による固定的な役割分担の意識度	「男性は仕事、女性は家事・育児」という、性別による固定的な役割分担意識*に反対する市民の割合	56.0%	60%	61.9%
	B	男女共同参画に対する認識度	「男女共同参画社会」という、言葉を知っている市民の割合	42.2%	80%	38.5%
II 【実践】	C	市の政策・方針決定過程への女性の参画度	審議会等への女性の参画率	35.9%	40%	39.4%
	D	地域の方針決定の場への女性の参画度	住民自治協議会*の役員（評議員、委員、代議員等）への女性の参画率	17.7%	30%	16.5%
III 【調和】	E	男性の家事への参画度	家事（掃除・洗濯・買物・炊事・ごみ捨て）をする男性市民の割合	67.1%	90%	73.6%
	F	ワーク・ライフ・バランスの認識度	「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*」の言葉も内容も知っている市民の割合	25.3%	50%	29.5%
IV 【尊重】	G	DV*被害に対する市の対応窓口の認識度	DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合	28.4%	50%	24.1%
	H	DVなどの身近な暴力は人権侵害であるとの認識度	DVなどの身近な暴力はどんな場合でも人権侵害だと思う市民の割合	73.4%	80%	73.0%

A・B・E・F・G・H…「男女共同参画に関する市民意識と実態調査*」（以下、「意識調査」という。）

C・D…「女性の公職等参画状況調査」

DVとは、「ドメスティック・バイオレンス」のこと。以下、「DV」という。

I 【学び】

A 性別による固定的な役割分担の意識度

平成 29（2017）年度の意識調査では、61.9%が「男性は仕事、女性は家事・育児」といった性別による固定的な役割分担意識には反対であり、順調にその是正が進み、第三次計画の目標値を達成しました。

B 男女共同参画に対する認識度

性別による固定的な役割分担意識の是正は進んでいますが、「男女共同参画社会」の認識には結びついていません。今後、固定的な役割分担意識の是正への意識の醸成とともに、男女がともに責任を分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会についての理解を深める必要があります。

II 【実践】

C 市の政策・方針決定過程への女性の参画度

審議会等への女性の参画は、概ね目標を達成していますが、関係団体からの被推薦者が男性であることなどにより、女性の参画が安定して確保できているとは言い難い状況にあります。今後、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針^{*}」（以下、「附属機関等に関する指針」という。）に基づき、目標値の確保を各審議会へ働きかけていく必要があります。

D 地域の方針決定の場への女性の参画度

住民自治協議会の役員については、各地区の慣例などにより区長への女性の参画は受け入れが難しいこと、女性の参画意識が醸成されていないことや女性が地区役員に参画することに対する家族の理解が不足していることなどの要因から、女性の参画が足踏み状態にあります。今後、男女共同参画セミナー^{*}などを通して女性の参画への理解の推進や、女性自身のエンパワーメント^{*}を図る必要があります。

III 【調和】

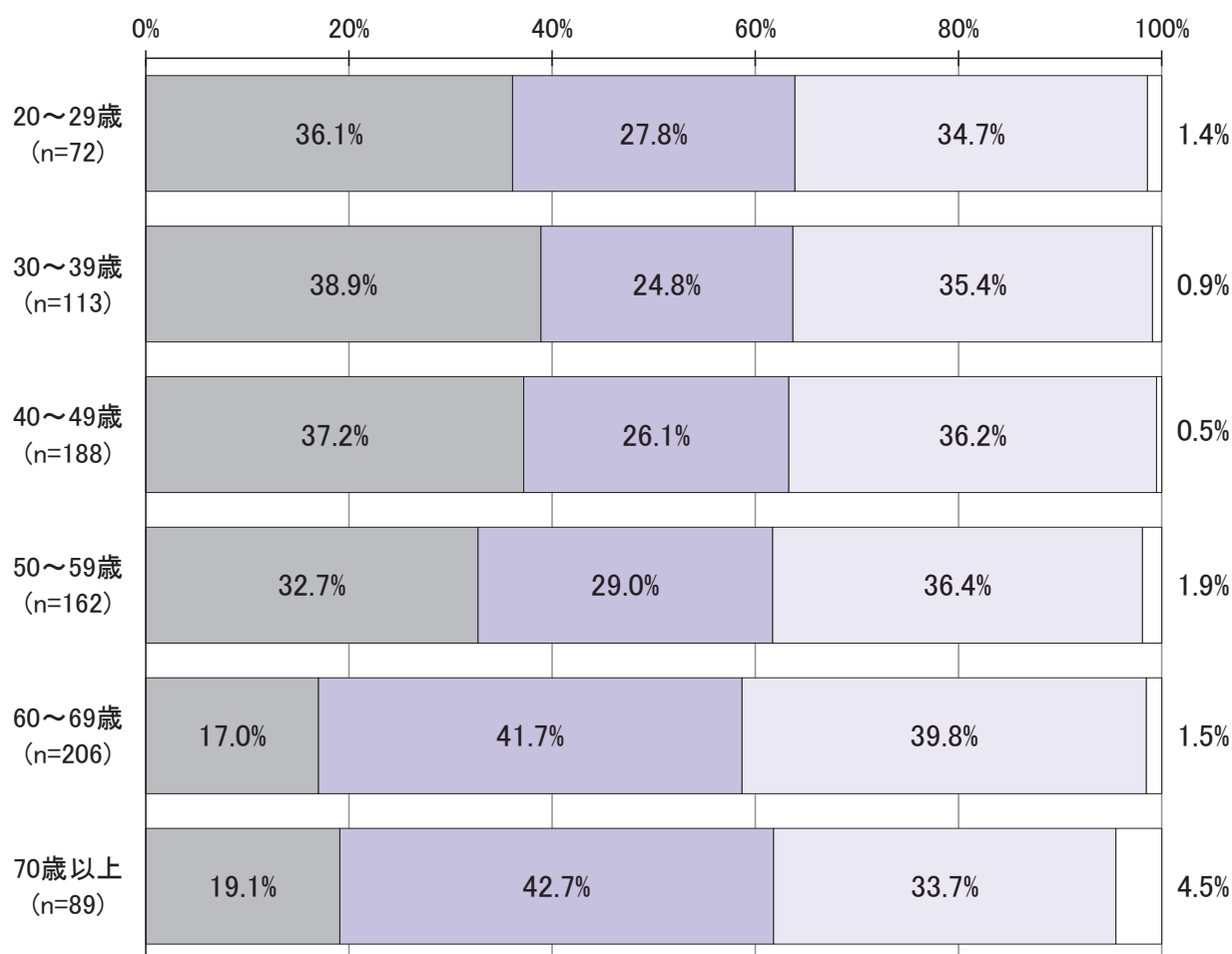
E 男性の家事への参画度

平成 29（2017）年度の意識調査では、男性の 73.6%が、掃除・洗濯・炊事等の家事のいずれか1つは「主に自分が」又は「家族と同じ程度」していると回答しています。これに対して、女性の家事への参画度は 95.5%となっており 20 ポイント以上の開きがあります。男性の家事への参画は進んでいるものの、女性との開きは大きく、今後、更に啓発に努めていく必要があります。

F ワーク・ライフ・バランスの認識度

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」は、男女共同参画を推進する上でも欠かせないものですが、平成 29（2017）年度の意識調査では、認識は低く、特に定年退職等で仕事から一線を引いている状況にある 60 歳以上の世代においては、その理解度が低い状況にあります。今後、あらゆる世代への理解を進めていく必要があります。

● 世代別ワーク・ライフ・バランスの認知度



■ 言葉も内容も知っている ■ 言葉は聞いたことがあるが内容は知らない □ 知らない □ 無回答

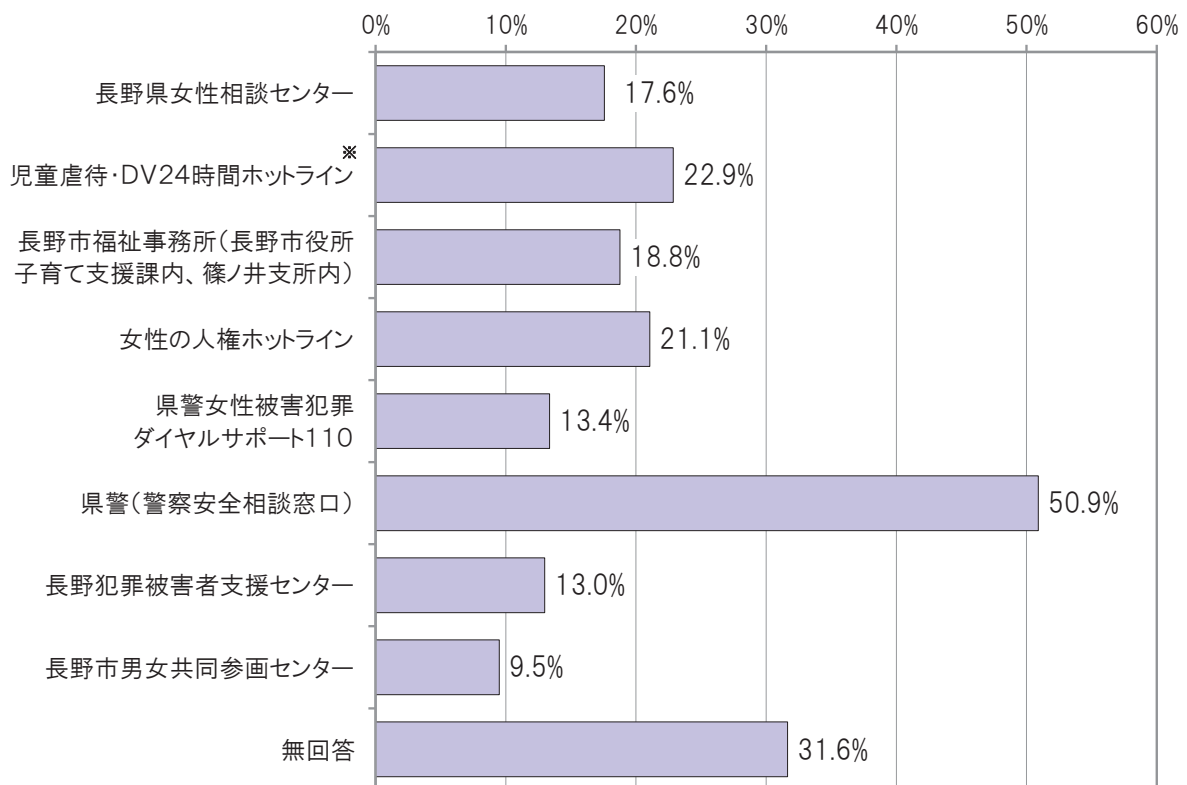
資料：平成 29（2017）年度 意識調査

IV 【尊重】

G DV被害に対する市の対応窓口の認識度

平成 29（2017）年度の意識調査では、DV被害に対する相談窓口の認識度は、県警（警察安全相談窓口）の 50.9%が最も高く、「長野市福祉事務所」は 18.8%、「長野市男女共同参画センター」は 9.5%と非常に低くなっています。市民の身近なところにDVに関する相談窓口があることが認識できるよう、今後、更に周知に努めていく必要があります。

● DV 対応窓口の認知度（複数回答）



資料：平成 29（2017）年度 意識調査

H DVなどの身近な暴力は人権侵害であるとの認識度

平成 29（2017）年度の意識調査では、「どんな場合でも重大な人権侵害に当たると思う」、「どんな場合でも人権侵害に当たると思う」と考える女性が 76.3%であるのに対して、男性は 68.9%と認識度が低くなっています。

男女ともに目標値に達していないことから、「暴力行為は、いかなる場合においても人権侵害に当たる」ことを継続して啓発していく必要があります。

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的

「長野市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を「男女が、社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。

市、市民及び事業者が力を合わせ、総合的かつ計画的に、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することを目的とします。

(2) 計画の基本理念

本計画は、「長野市男女共同参画推進条例」第3条に規定している、次に掲げる5つの事項を基本理念とします。

ア 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと及び男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。

イ 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識から生じた社会における制度又は慣行を改善するとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を中立なものとするよう配慮されること。

ウ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市その他あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

エ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、家庭生活において対等な役割を果たすとともに、相互の協力と社会の支援の下に家庭生活における活動と職業生活等社会における活動とを両立して行うことができるようにすること。

オ 国際社会の動向への配慮

男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に配慮すること。

(3) 計画の位置付けと性格

ア 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「長野市男女共同参画推進条例」第11条に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。

また、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍を推進する「市町村推進計画」に位置付けます。

イ 本計画は、本市の最上位計画である「第五次長野市総合計画」を補完し、具体化するものです。

ウ 本計画は、第三次計画に引き続く計画であり、新たに「女性活躍推進」に関する事項を明記しました。

エ 本計画は、目標を数値化し、その進捗状況を評価することにより、その達成度を測りやすいものとなりました。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項により、国の「男女共同参画基本計画（第四次計画）」（平成32（2020）年度まで）及び県の「長野県男女共同参画計画（第四次計画）」（平成28（2016）年度から平成32（2020）年度まで）の計画期間を勘案するとともに、「長野市総合計画（第五次計画前期計画）」（平成29（2017）年度から平成33（2021）年度まで）を具体化するための計画であることから、計画期間を平成30（2018）年度から2021年度の4ヵ年とし、次期計画に向けて計画期間の整合を図ります。

ただし、社会情勢の変化や計画の推進状況等により、必要に応じ見直しを行います。



男女共同参画月間



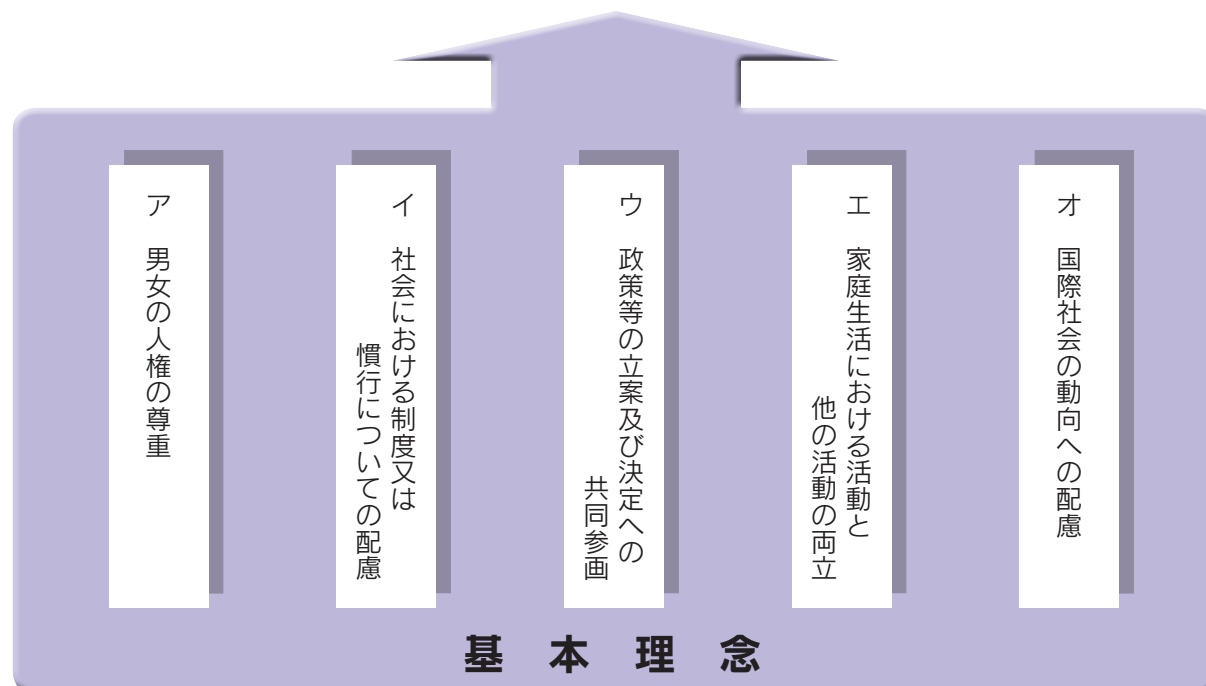
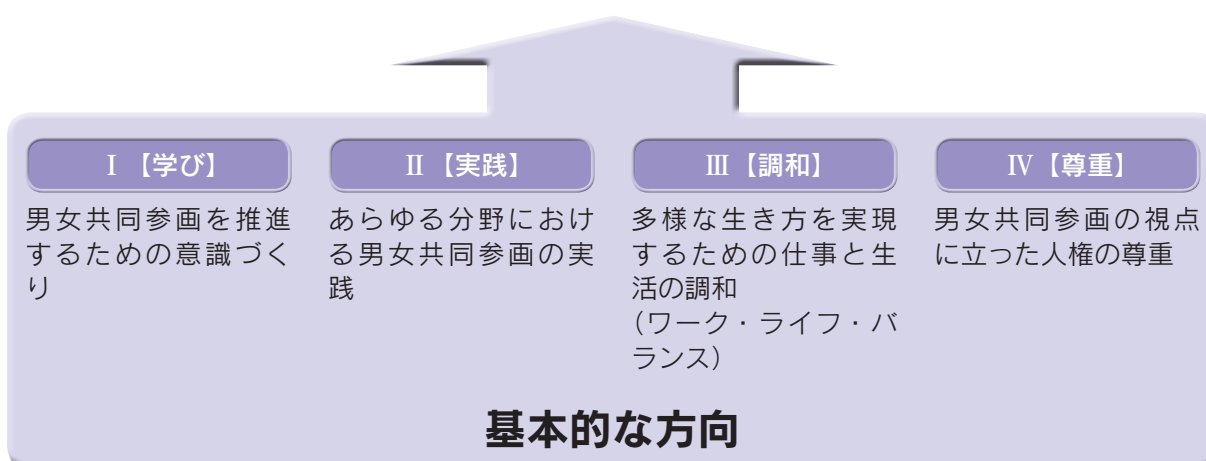
第2章 施策の展開

◆計画の基本的な方向と女性活躍推進

●4つの基本的な方向

「男女共同参画社会の実現」を目指して、第三次計画を継承し、具体的な内容を「基本的な方向」として計画構成の上位に置き、5つの「基本理念」に基づき計画しました。

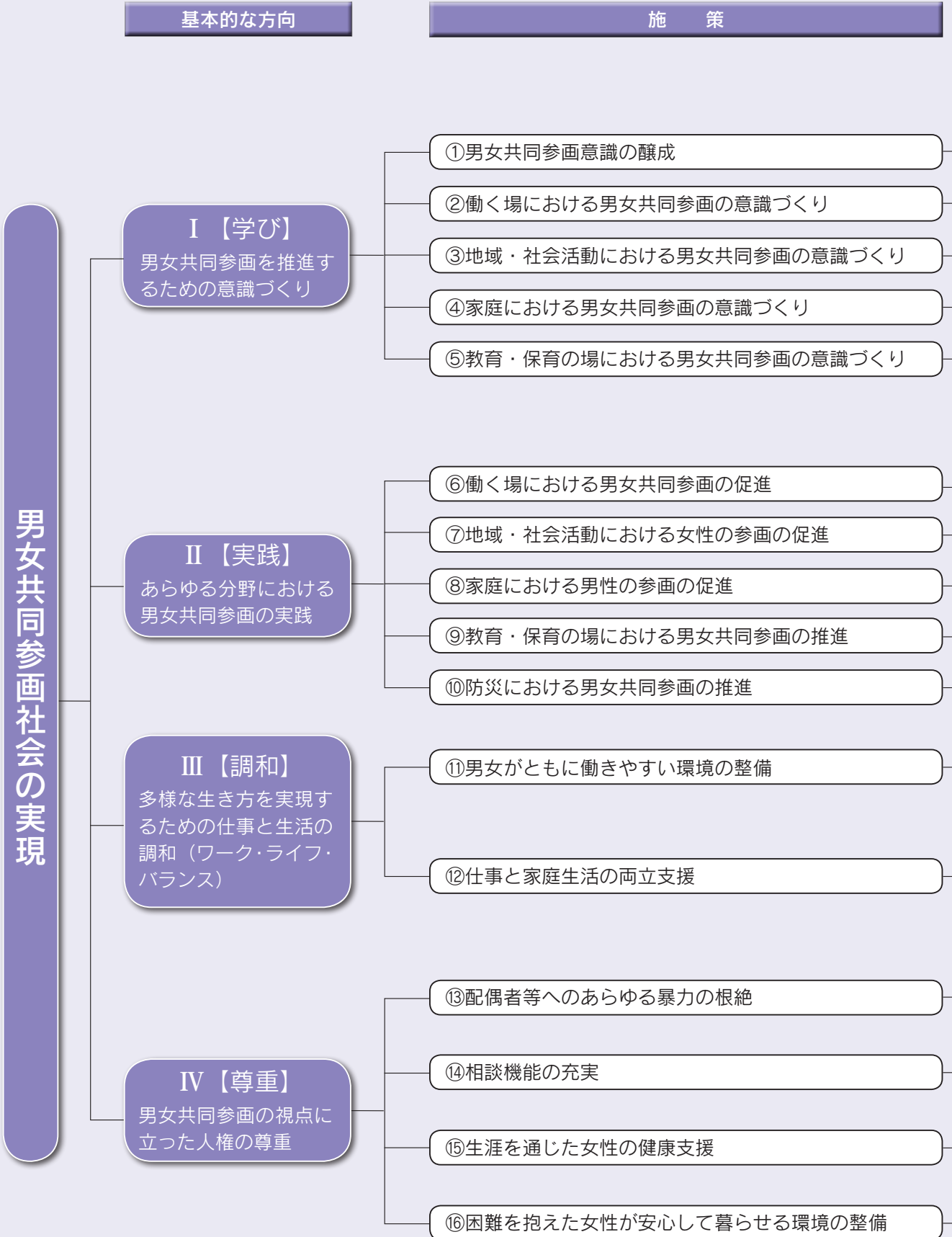
男女共同参画社会の実現



●女性活躍推進

女性の職業生活における活躍に関する事項については、本章の該当する項目等に「【女性活躍推進】」と表示しています。

施策体系 【計画期間：平成30（2018）年度から2021年度】



具 体 的 施 策

【女性活躍推進】

- 1 意識調査の実施と分析
- 2 情報の収集と提供
- 3 講演会や講座等の開催
- 4 結婚支援における男女共同参画意識の醸成
- 5 広報ながの・情報紙等による啓発
- 6 男女共同参画週間の活用
- 7 市民参画型の意識啓発活動の支援
- 8 男女共同参画の視点に立った情報の発信

9 事業所における男女共同参画の啓発

10 男女共同参画の視点に立った講座の開催

11 家庭生活における男女共同参画意識の醸成

12 教育・保育関係者に対する男女共同参画の視点に立った研修の推進

13 男女雇用機会均等法等の定着・促進

14 働く女性の出産・育児等にかかわる保護

15 女性の再就職、能力発揮に対する支援

16 農業経営への女性の参画支援

17 農業の場における女性リーダーの育成

18 起業家の育成支援

19 女性の職域拡大と管理職への登用

【女性活躍推進】

20 住民自治協議会や区・自治会等への女性の参画の促進

21 審議会等への女性の登用の推進

22 女性リーダーの育成

23 団体活動への支援

24 託児の場の提供

【女性活躍推進】

25 男性の家事・育児・介護への参画の促進

26 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

27 防災における女性の参画の拡大

28 防災における男女共同参画の推進

【女性活躍推進】

29 育児・介護休業制度等の活用の促進

30 所定外労働時間短縮の促進

31 多様な就労形態の促進

【女性活躍推進】

32 保育・児童育成に関する情報提供

33 多様な就労形態にあった保育の充実

34 安心して社会参画できる子育て支援の充実

35 放課後子ども総合プラン事業の充実

36 ファミリー・サポート・センター事業の充実

37 介護支援に関する情報提供と相談機能の充実

38 配偶者等への暴力行為を許さない意識づくり

39 暴力に対する女性への危機管理に関する啓発

40 被害を受けた女性やその子どもへの支援の充実

41 女性に対するあらゆるハラスメント防止対策の推進

42 男女共同参画センターの相談機能の充実

43 暴力を受けている人に対する相談機能の充実

44 労働相談機能の充実

45 女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての意識づくり

46 生涯を通じての健康づくりの促進

47 女性特有の健康に関する相談機能の充実

48 性感染症予防対策の充実

49 ひとり親家庭のための環境整備

50 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

基本的な方向Ⅰ 【学び】

男女共同参画を推進するための意識づくり

【概要】

全ての市民が、その人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現には、社会に根強く残る性別による固定的な役割分担意識を見直すことが必要です。

市民一人ひとりの性別による固定的な役割分担意識の変革は着実に進んでいますが、地域社会においては責任ある役職の多くを男性が担っている状況があり、いまだに男性が中心となった意思決定が行われています。また、男性が優位な状況はまだまだ多くの職場で見られます。

そこで、あらゆる場面で男女共同参画を推進するための意識づくりが必要です。

【現況と課題】

平成29（2017）年度の意識調査では、「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別によって役割を固定する考え方に反対する市民の割合は61.9%であり、固定的な役割分担意識は改善しつつあります。しかし、役割分担を求める意識はまだ根強く、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、ともに責任を分かち合う意識形成が必要です。

各場面を見てみると、「習慣・しきたり」や「政治の場」では市民の7割以上が男性優位であると感じており、長年にわたり男性が中心であった分野における男女共同参画の意識醸成が必要です。

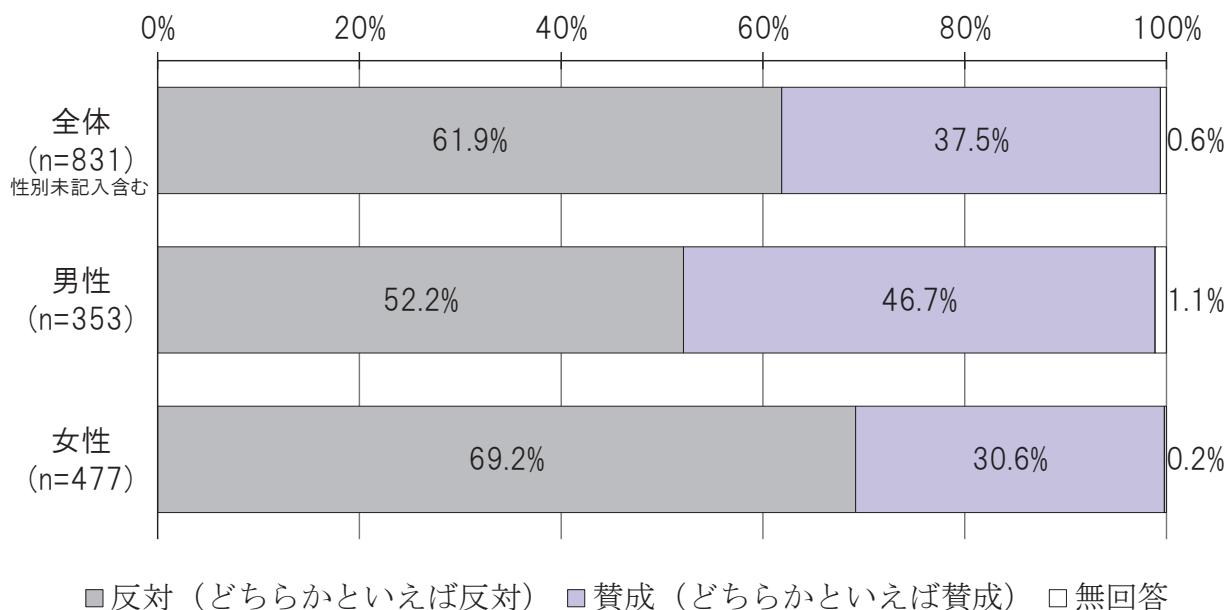
「職場」では52.8%が男性優位であると感じており、今後求められる女性活躍推進のためには、女性は補助的な役割であるという意識を見直すなど、男女共同参画の理解を深めていく意識づくりが重要となります。

「地域社会」では57.3%が男性優位であると感じており、平成21（2009）年度に全地区に設立された住民自治協議会では、自らが地域づくりを行う中で、意思決定の場への女性の参画が進んでおらず、地域社会の理解や女性自身のエンパワーメントが必要です。



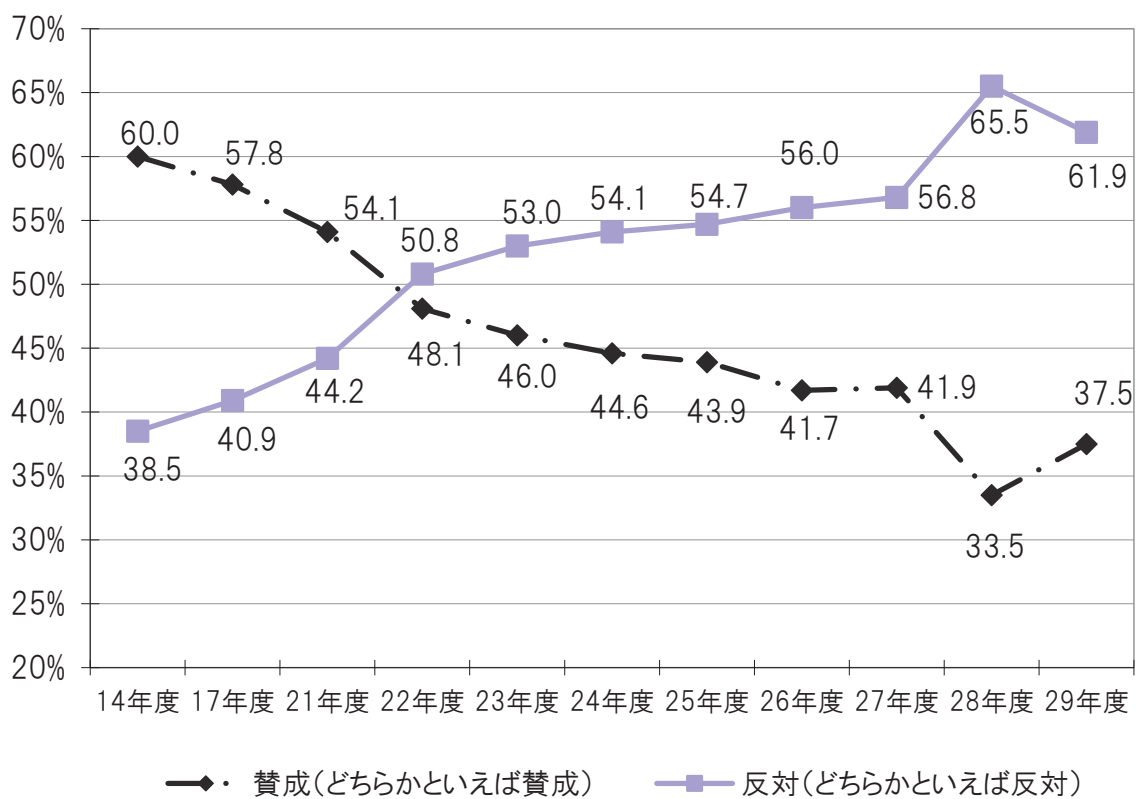
男女共同参画セミナー

● 「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方について

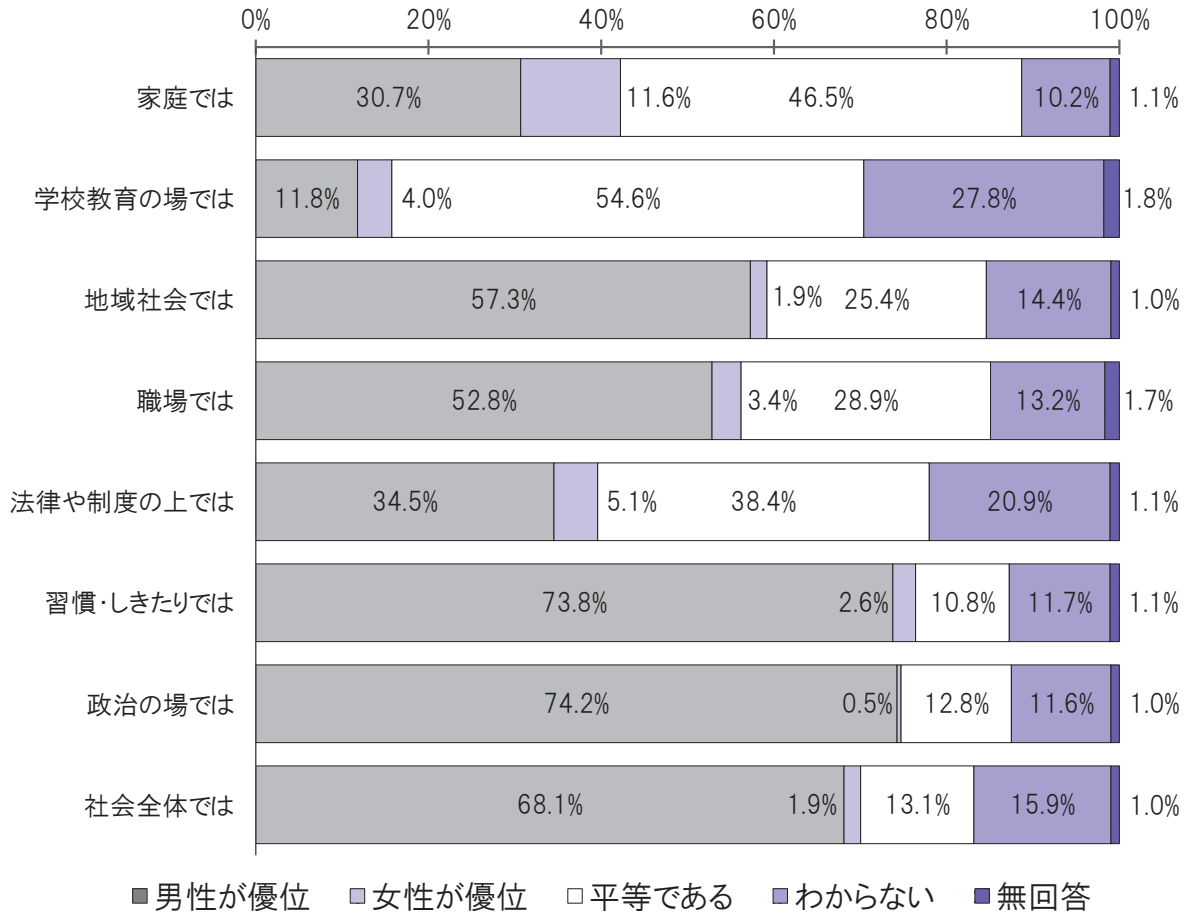


資料：平成 29 (2017) 年度 意識調査

● 「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方について【年度別推移】



● 「各分野における男女の平等感」 (n=831)



資料：平成 29 (2017) 年度 意識調査

施策① 男女共同参画意識の醸成

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
1	意識調査の実施と分析	広く市民を対象に、男女共同参画に関する意識調査を行い、その結果を分析し、男女共同参画の施策に反映します。	人権・男女共同参画課
2	情報の収集と提供	男女共同参画に関する各種資料、国際的な動向などの情報を収集し、男女共同参画センターの情報収集機能の充実を図ります。また、市民が男女共同参画について理解を深め、実践につなげるための情報を提供します。	人権・男女共同参画課
3	講演会や講座等の開催	性別による固定的な役割分担意識の是正のための講演会、講座等を開催し、男女共同参画についての理解を深める啓発活動に努めるとともに、メディア・リテラシー*の向上や女性のエンパワーメントを図ります。	人権・男女共同参画課
4	結婚支援における男女共同参画意識の醸成	結婚を希望する人の出会いの場の創出支援や結婚を応援する機運の醸成などの市の結婚支援の取組において、男女共同参画の視点を取り入れた講座などを開催します。	人権・男女共同参画課 マリッジサポート課
5	広報ながの・情報紙等による啓発	広報ながの、情報紙（With You）*、市政放送番組及び市ホームページ・SNSなどインターネットメディアの活用により、男女共同参画に関する情報を発信します。	広 報 広 聴 課 人権・男女共同参画課
6	男女共同参画週間*の活用	国で定める男女共同参画週間に合わせ、重点的に啓発活動を実施し、男女共同参画意識の向上を図ります。	人権・男女共同参画課
7	市民参画型の意識啓発活動の支援	市民自らの発想に基づき、身近なテーマを話し合う講座やシンポジウムの開催を通し、市民参画型の意識啓発活動を支援します。	人権・男女共同参画課
8	男女共同参画の視点に立った情報の発信	市の刊行物等の作成に当たり、男女共同参画の視点に立った表現の利用を図ります。	人権・男女共同参画課 全 課

施策② 働く場における男女共同参画の意識づくり 【女性活躍推進】

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
9	事業所における男女共同参画の啓発	職場内における性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女共同参画について理解を深めるための取組を支援します。また、市役所において、男女共同参画の視点を市政に反映できるように、市職員を対象にした研修を充実します。	職 員 研 修 所 人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課

施策③ 地域・社会活動における男女共同参画の意識づくり

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
10	男女共同参画の視点に立った講座の開催	住民自治協議会等が開催する男女共同参画セミナーへの支援や公民館での男女共同参画について理解を深めるための講座の開催を通じて啓発活動を推進します。また、女性が市政や政策・方針決定の場に積極的に参画する意識の醸成を図ります。	人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課 家 庭 ・ 地 域 学 び の 課

施策④ 家庭における男女共同参画の意識づくり

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
11	家庭生活における男女共同参画意識の醸成	性別による固定的な役割分担意識に気づき、男女共同参画の視点に立った家庭生活・家庭教育が行われるよう、リーフレットなどを利用して啓発に努めます。	人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課 家 庭 ・ 地 域 学 び の 課

施策⑤ 教育・保育の場における男女共同参画の意識づくり

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
12	教育・保育関係者に対する男女共同参画の視点に立った研修の推進	教職員や保育士、幼稚園教諭等の男女共同参画についての理解を深めるための研修を実施します。	保 育 ・ 幼 稚 園 課 学 校 教 育 課

基本的な方向Ⅱ 【実践】

あらゆる分野における男女共同参画の実践

【概要】

少子高齢化や人口減少が進む現在、地域や働く場などでの更なる女性の活躍が期待されています。地域においては、活動への参加のみならず、意思決定の場面にも女性の参画が必要であり、また、働く場においても女性の職域の拡大や管理的立場への登用、方針の決定の場への女性の参画を図ることが必要です。

家庭生活における男性の参画も含め、あらゆる分野で男女がともに責任を分かち合い、参画していくことを促進します。

【現況と課題】

働く場においては、女性の更なる活躍が大変重要となってきたことから「女性活躍推進法」が制定され、国や地方公共団体、一般事業主に女性の活躍推進を求めています。市内では、82事業所が女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定（平成29（2017）年9月末現在）し、推進を図っています。

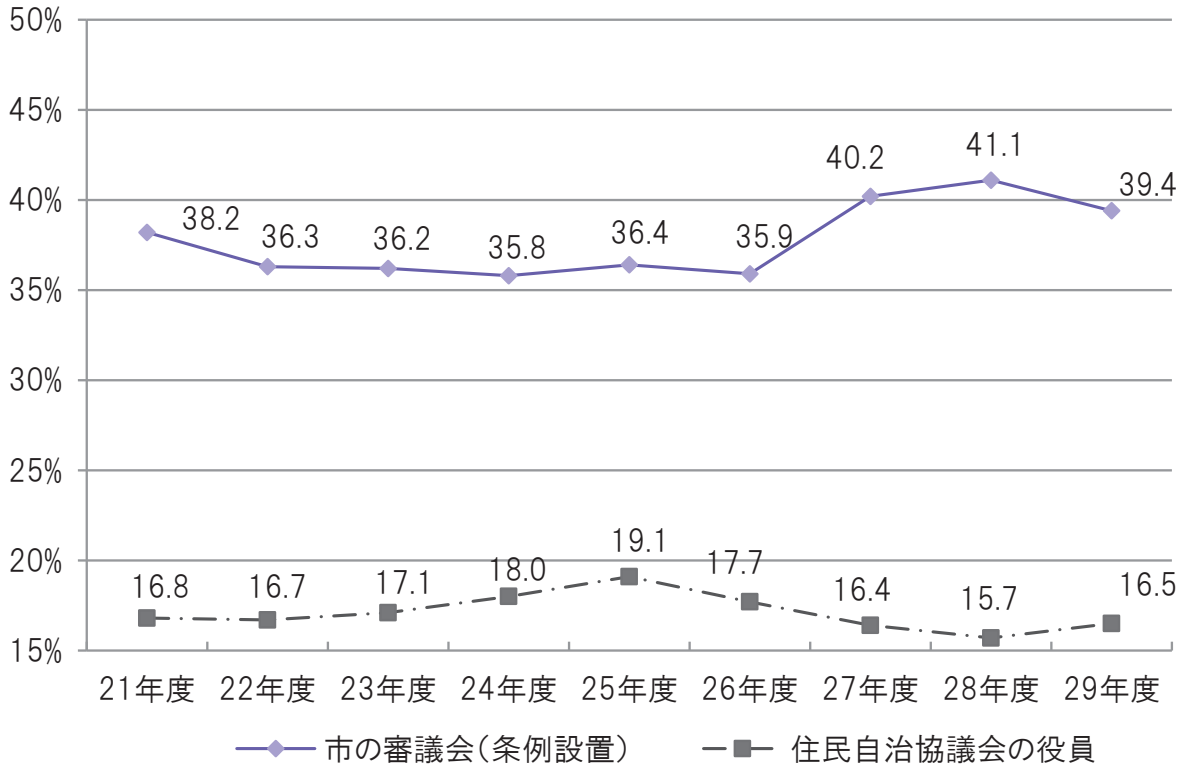
長野市役所においては、特定事業主行動計画を策定しており、女性の活躍について地域の先頭に立ってリードする役割を担うためにも、女性の職域の拡大や人材育成、管理的立場への登用を図ります。

地域・社会活動においては、多くの女性が様々な活動を繰り広げていますが、依然として意思決定の場への参画は進んでいない状況です。地区活動の主体となっている住民自治協議会は、本格稼働から8年が経過しますが、意思決定の場への女性の参画率は、平成21（2009）年度の16.8%から現在までほとんど変わっていません。活力ある地域社会づくりには、男女がともに企画立案し、意思決定を行っていくことが必要です。

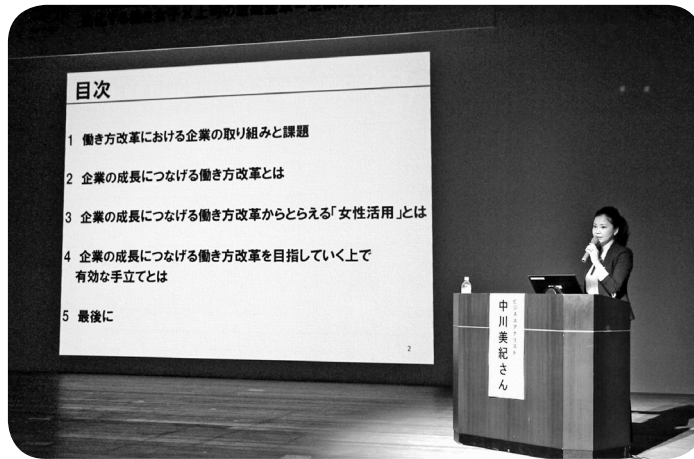
また、若い世代では、家事・育児を担う男性も増えていますが、いまだ女性の負担が大きいことから、家庭生活での男性の更なる参画が必要になっています。

東日本大震災では、避難所などでの男女のニーズの違いが配慮されないなどの課題が顕在化しました。食事の準備や清掃等の役割が女性に集中するなど、女性の負担が増大することが指摘されています。平常時から、防災に関する意思決定の場に女性が参画することで、備えから実践まで男女共同参画の視点で取り組むことが必要です。

● 「女性の公職等参画状況」の年度別推移



資料：女性の公職等参画状況調査



働き方改革講座

目次

- 1 働き方改革における企業の取り組みと課題
- 2 企業の成長につなげる働き方改革とは
- 3 企業の成長につなげる働き方改革からとらえる「女性活用」とは
- 4 企業の成長につなげる働き方改革を目指していく上で有効な手立てとは
- 5 最後に

施策⑥ 働く場における男女共同参画の促進 【女性活躍推進】

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
13	男女雇用機会均等法等の定着・促進	労働関連法をはじめとする労働に関する情報を提供し、男女の雇用機会均等及び待遇の確保等について、市内事業所の意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画課 商 工 労 働 課
14	働く女性の出産・育児等にかかわる保護	関係機関と連携を図りながら、女性労働者が妊娠中及び出産後も安心して働くことができるよう制度を周知します。	人権・男女共同参画課 商 工 労 働 課
15	女性の再就職、能力発揮に対する支援	結婚・出産・育児・介護等で離職したものの、その後再就職を希望する女性に対して、情報の提供や資格取得講座等の開催により、再就職を支援します。	人権・男女共同参画課 商 工 労 働 課
16	農業経営への女性の参画支援	農業経営への女性の参画を通じて、近代的な農業経営を確立するため、家族経営協定*の締結を支援します。	農 業 政 策 課
17	農業の場における女性リーダーの育成	地域のリーダーとなる人材育成のため「長野市農村女性ネットワーク研究会」などが実施する研修会や講習会の事業に対し、補助金の交付等の支援を実施します。	農 業 政 策 課
18	起業家の育成支援	女性の就業形態のひとつである起業向けの講座を開催するとともに、起業に関する相談等の支援に努めます。	人権・男女共同参画課 商 工 労 働 課
19	女性の職域拡大と管理職への登用	事業所に対し、女性の職域拡大と管理職への登用を促進します。また、市役所においても、女性職員の職域拡大と人材育成、管理職への登用を推進します。	職 員 課 職 員 研 修 所 人権・男女共同参画課 商 工 労 働 課

施策⑦ 地域・社会活動における女性の参画の促進

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
20	住民自治協議会や区・自治会等への女性の参画の促進	住民自治協議会等の方針決定の場へ女性を積極的に登用するよう働きかけます。また、市民サポーター [※] や地域の女性団体等の協力を得ながら、女性の参画意識の醸成や女性の参画しやすい環境づくりに努めます。	人権・男女共同参画課
21	審議会等への女性の登用の推進	市政に対する女性の参画機会を拡大するため、「附属機関等に関する指針」の徹底を図り、積極的に登用を推進します。	行政 管理 課 人権・男女共同参画課
22	女性リーダーの育成	地域・社会活動における女性のリーダーを育成するための講座等を開催し、活動を支援します。	人権・男女共同参画課
23	団体活動への支援	社会活動への女性の参画を進めていくため、各種団体活動を支援します。	人権・男女共同参画課
24	託児の場の提供	子育て中であっても、女性が地域・社会活動や学習等の機会が確保されるよう、託児の場を提供します。	人権・男女共同参画課 該 当 課



女性リーダー育成講座



施策⑧ 家庭における男性の参画の促進 【女性活躍推進】

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
25	男性の家事・育児・介護への参画の促進	家庭における、男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、各種講座・教室等を開催します。	人権・男女共同参画課 高齢者福祉課 介護保険課 健康課 家庭・地域学びの課

施策⑨ 教育・保育の場における男女共同参画の推進

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
26	男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	男女共同参画の視点に立った性教育及び人権教育を推進し、一人ひとりの適性と個性を尊重した生徒指導・進路指導を推進します。また、男の子、女の子といった固定的な意識を植え付けないよう配慮し、個性や発達を尊重した教育・保育を実施します。	人権・男女共同参画課 保育・幼稚園課 学校教育課

施策⑩ 防災における男女共同参画の推進

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
27	防災における女性の参画の拡大	女性の意見を反映させるため、長野市防災会議における女性委員の割合を高めます。	危機管理防災課
28	防災における男女共同参画の推進	災害に関する各種対応マニュアル等について、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	危機管理防災課

基本的な方向Ⅲ 【調和】

多様な生き方を実現するための仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

【概 要】

長時間労働を前提とした現在の働き方は、男女ともに、ライフステージ^{*}での希望に応じた働き方の選択を阻害しており、加えて心身の健康をも損なう一因にもなっています。

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランスは、個性と能力を発揮して活躍することを可能とし、男女共同参画社会の形成に重要な役割を担っているため推進が必要です。

育児休業・介護休業の制度活用等、働きやすい環境を整備するとともに、子育てや介護に対する両立支援の充実を図ります。

【現況と課題】

少子高齢化や人口減少時代にあっても、いまだ働く場面での女性の力が十分に発揮されておらず、活躍が期待されています。

総務省「労働力調査」(平成28(2016)年度)によると、全国の15～64歳の女性の就業者数は2,494万人、就業率は66.0%であり、その割合は年々増加しています。

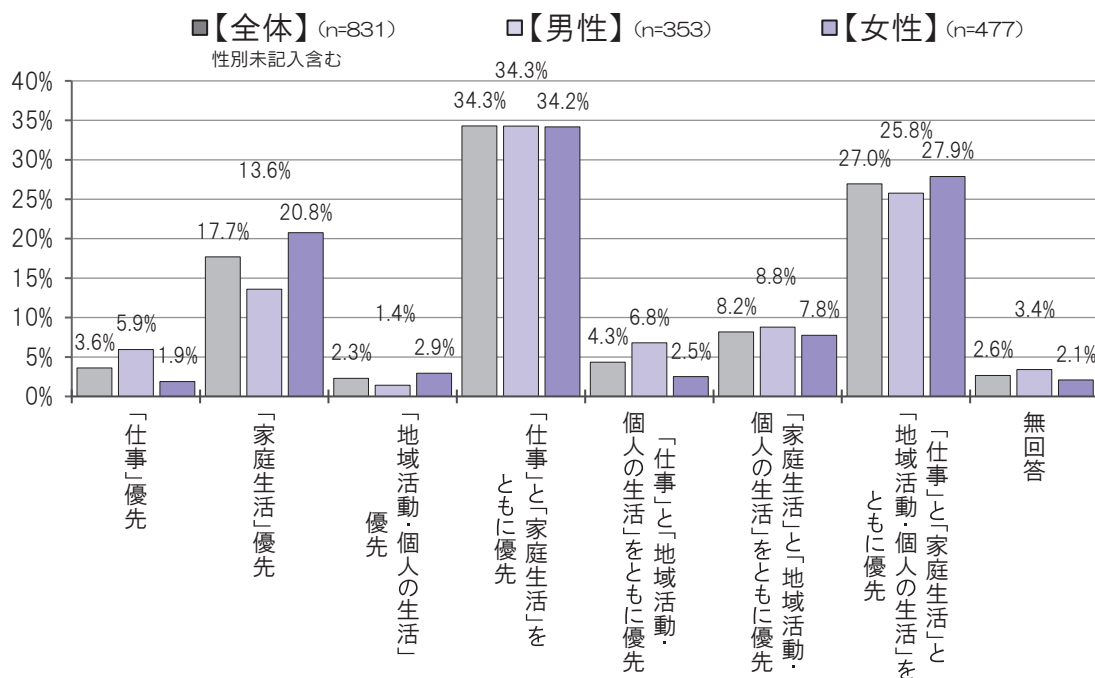
しかし、就業を希望するものの、「育児・介護などをはじめとした様々な理由で働いていない女性」(女性の非労働力人口^{*}のうち就業希望者)は274万人となっています。多くの女性が、働く意欲があるにもかかわらず、就業に結びつけることができずに働く場での活躍が損なわれている状況です。

平成29(2017)年度の意識調査では、女性が意欲を持って働けるために必要なものは「家族の理解・協力」が47.8%、「職場の理解・協力」が55.2%とその多くを占め、また離職した女性が再就職をする際の支援・対策には「子育てや介護をしながら働ける労働環境の整備」が88.0%となっています。

そこには、男性の家庭生活への参画も必要ですが、現実には長時間労働に阻まれ、平成29(2017)年度の意識調査では、34.3%の男性が「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいとしているのに対し現実には21.0%に留まり、「仕事」優先が39.7%であり、理想とする生活と現実にギャップが生じています。

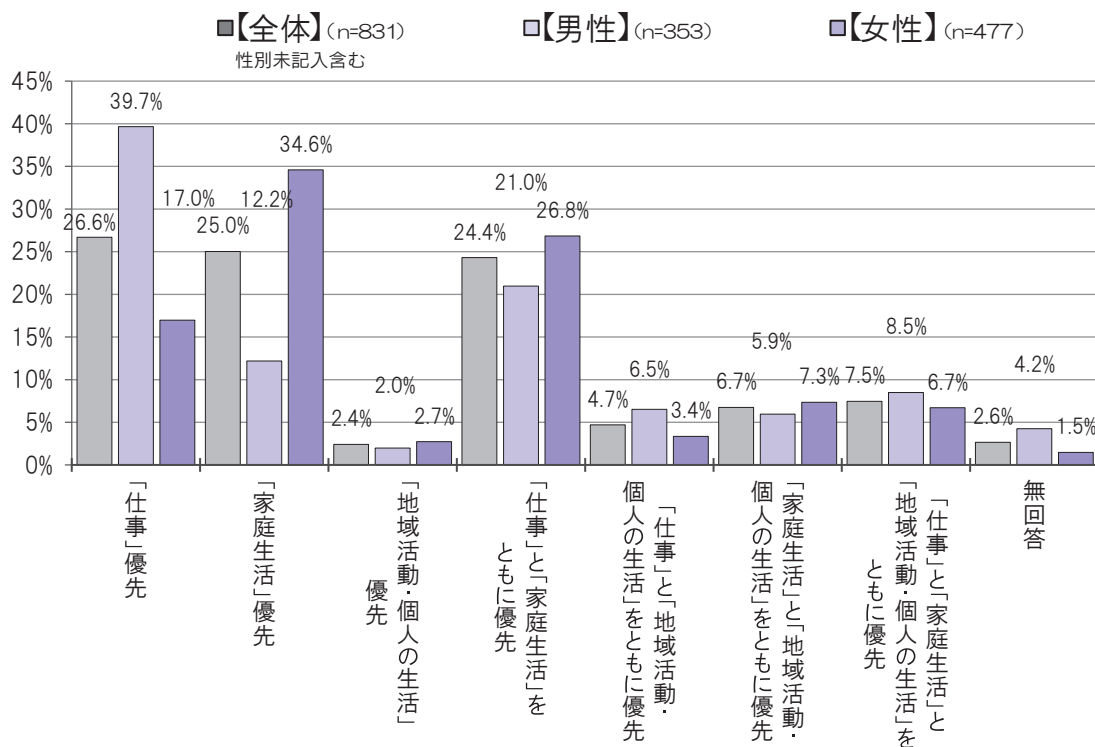
そこで、男女ともに働き方を見直し、事業者も含め、子育てや介護と両立することのできる職場環境を整備することが重要です。また、育児・介護を安心して任せることができるよう、ニーズに沿ったサービスの充実を図るとともに、育児・介護などに関する制度の周知や環境整備について、事業所などへも働きかけていく必要があります。

● 「最も近い理想とする（希望する）生活」



資料：平成 29（2017）年度 意識調査

● 「最も近い現実（現状）の生活」



資料：平成 29（2017）年度 意識調査

施策⑪ 男女がともに働きやすい環境の整備 【女性活躍推進】

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
29	育児・介護休業制度等の活用の促進	仕事と育児・介護を両立しながら働き続けることができるように、男女ともに取得できる育児休業・介護休業制度等の活用を促進します。また、市役所において、職員（特に男性職員）に対して、育児休業・介護休業制度等の利用を促進します。	職 員 課 人権・男女共同参画課 こども政策課 商工労働課
30	所定外労働時間短縮の促進	心身ともに豊かでゆとりのある生活を実現し、男女ともに仕事と家庭・地域生活の両立ができるように所定外労働時間の短縮について啓発します。また、市役所において、職員の時間外勤務の縮減を推進します。	職 員 課 職 員 研 修 所 人権・男女共同参画課 こども政策課 商工労働課
31	多様な就労形態の促進	フレックスタイム制 [*] 、短時間正社員 [*] 制度、テレワーク [*] 等、ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方について、事例を収集し、提供することにより普及を図ります。	人権・男女共同参画課 商工労働課



パパのためのベビーダンス
& ママのためのヨガ



施策⑫ 仕事と家庭生活の両立支援 【女性活躍推進】

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
32	保育・児童育成に関する情報提供	子育て支援や保育・児童育成に関する情報について、各種ガイドブックやホームページ、ながのわくわく子育てメール*子育て応援アプリ「すくすくなび*」等で情報提供します。	健 康 課 子 育 て 支 援 課
33	多様な就労形態にあった保育の充実	働く親の多様な就労形態にあった延長保育・一時預かり・乳児保育・病児保育等の保育サービスの充実を諸団体と連携し、推進します。	保 育 ・ 幼 稚 園 課
34	安心して社会参画できる子育て支援の充実	「こども相談室」で、0歳から18歳までの子どもと保護者の様々な不安や悩みに対する相談を行います。また、「地域子育て支援センター*」などで、育児情報の提供や育児相談、子育て親子の交流事業等を行うなど、子育て支援の充実を図ります。	子 育 て 支 援 課 保 育 ・ 幼 稚 園 課
35	放課後子ども総合プラン*事業の充実	小学校通学区域ごとに、既存施設のほか小学校施設を活用し、安全、安心な放課後の居場所及び多様な体験・交流の機会を提供して児童の健全育成を図るとともに、仕事と子育ての両立を支援します。	こ ども 政 策 課
36	ファミリー・サポート・センター*事業の充実	地域において乳幼児や小学生等の児童の預かりの援助を依頼する者と援助を提供する者の相互支援組織である「ファミリー・サポート・センター」事業を充実させ、利用を促進します。	保 育 ・ 幼 稚 園 課
37	介護支援に関する情報提供と相談機能の充実	介護に関する情報を収集・提供し、介護が円滑に行われるよう支援します。また、「地域包括支援センター*」等を拠点に相談機能の充実を図ります。	介 護 保 険 課

基本的な方向Ⅳ 【尊重】

男女共同参画の視点に立った人権の尊重

【概要】

男女が互いにその人権を尊重することは、男女共同参画社会を形成する上での大原則であり、男性が女性より優位な存在であるという意識などから、DVやセクシュアル・ハラスメント*などを行うことは決して許されることではなく、重大な人権侵害です。女性に対する暴力の根絶のための啓発を行うとともに、被害者への相談や必要な支援の充実を図ります。

また、女性の身体的特性を踏まえた生涯にわたっての健康づくりへの支援を行うとともに、様々な障害や環境に対しても、女性であることで更に困難な状況に置かれている場合においても安心して暮らせる環境整備に努めます。

【現況と課題】

女性に対するあらゆる暴力は決して許されるものではなく、法的整備もされてきています。

しかし、「なぐる」「ける」以上に、「大声で怒鳴る」や「誰のおかげで生活できるんだ」などという言葉の暴力を受けています。更に、近年はリベンジ・ポルノ*を始めとしたインターネットなどを介した様々な手段による被害が広がっています。

平成29（2017）年度の意識調査では、DVについて、「人権侵害にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」「人権侵害にあたるとは思わない」と回答した市民の割合は、20.5%となっており、今後継続して、DVへの正しい認識を啓発していく必要があります。

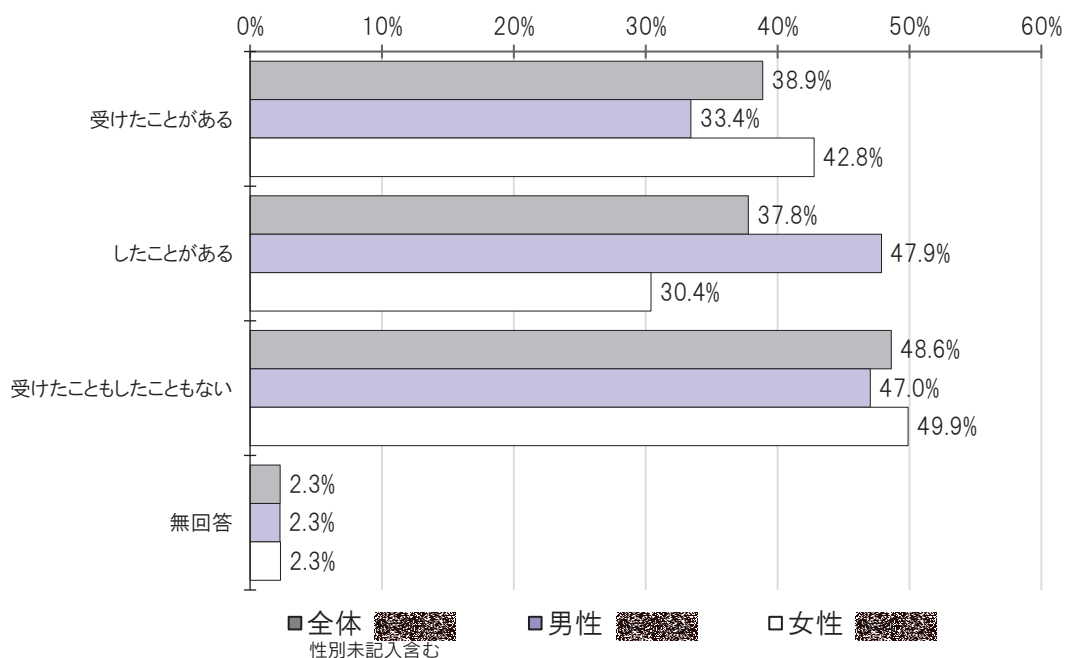
市に、DV被害に関する相談窓口があることを知っている市民の割合が、24.1%と低い状況にあります。恐怖感などからDV被害を一人で抱え込むことにより、生命の安全を脅かす事態に陥ってしまう可能性があります。早期の相談により、被害の潜在化を防ぎ、安全確保に至るよう相談窓口の周知を図っていくことが必要です。

女性の生涯にわたる健康支援においては、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）*」が女性の基本的な人権として重要な位置にあること、また、それを自らが守り、決定していくことを啓発し、健康相談の充実や性感染症の予防への正しい理解を得ていくことが必要です。

また、高齢期の女性の低年金等による貧困が社会的課題となっています。更に、女性障害者が虐待被害等を受けやすく、社会生活に関しても男性に比べて制約が大きい状況にあります。「障害者差別解消法」に基づく基本方針でも、「特に女性障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的な困難な状況におかれている場合があることに留意する。」と示しています。このため、女性があらゆる状況にあっても安心して暮らせる環境の整備を進める必要があります。

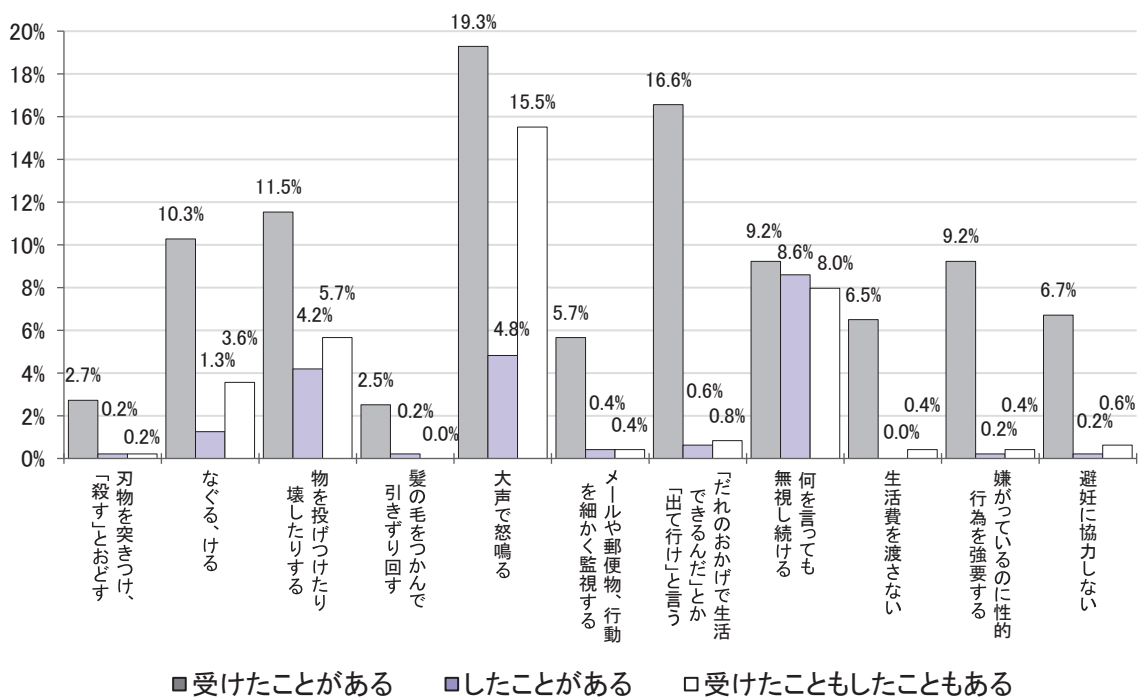
平成27（2015）年国勢調査では、全国の母子・父子世帯*のうちの9割を母子世帯が占めています。平成28（2016）年国民生活基礎調査では、全世帯の平均総所得に対して母子世帯は約5割程度となっており、母子世帯の8割以上が「生活が苦しい」という意識を持っています。母子世帯は生活上、非常に厳しい状況に置かれており、ひとり親家庭の安定した就業や生活環境の整備の充実が必要です。

● 「DVを受けた又はしたことがある人の割合」



資料：平成 29 (2017) 年度 意識調査

● 「女性がDVを受けた又はしたことがある行為の内容」(複数回答)



資料：平成 29 (2017) 年度 意識調査

施策⑬ 配偶者等へのあらゆる暴力の根絶

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
38	配偶者等への暴力行為を許さない意識づくり	国の「女性に対する暴力をなくす運動 [※] 」期間中に講座等を実施し、DVなど、配偶者やパートナーに対するあらゆる暴力行為を許さない社会づくりのための広報・意識啓発に努めます。	人権・男女共同参画課 子育て支援課
39	暴力に対する女性への危機管理に関する啓発	女性に対する暴力の現状について情報提供し、危機管理意識を高めるとともに、実際に被害にあったときの対処方法についての講座等を開催します。	人権・男女共同参画課
40	被害を受けた女性やその子どもへの支援の充実	被害を受けた女性やその子どものために、関係機関と緊密な連携を保ち、被害者の立場を十分に考慮した対策を推進します。また、自立に向けた生活が送ることができるよう、関係機関と連携し、支援を行います。	人権・男女共同参画課 子育て支援課
41	女性に対するあらゆるハラスメント防止対策の推進	職場等での女性に対するあらゆるハラスメント防止のための意識啓発に努めます。また、市役所において、人権と性を尊重する意識の醸成を図ります。	職 員 課 職 員 研 修 所 人権・男女共同参画課 商 工 労 働 課



女性に対する暴力をなくす運動期間 パープルリボン ジャズコンサート

施策⑭ 相談機能の充実

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
42	男女共同参画センターの相談機能の充実	様々な悩みや問題を抱える女性のため、相談者に寄り添いながら、関係機関との連携により相談機能の充実に努めます。	人権・男女共同参画課
43	暴力を受けている人に対する相談機能の充実	被害を受けた（受けている）女性のための相談機能の充実に努めるとともに、関係機関と緊密な連携を保ち、迅速に対応します。	子 育 て 支 援 課
44	労働相談機能の充実	雇用、待遇、セクシュアル・ハラスメントなど、労働に関する相談機能の充実に努めます。	商 工 労 働 課

施策⑮ 生涯を通じた女性の健康支援

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
45	女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての意識づくり	女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の啓発に努めます。中学、高校、大学等の生徒・学生を対象とした「性の出前講座」を実施します。また、「思春期ピアカウンセラー養成講座」を県と共催します。	人権・男女共同参画課 健 康 課
46	生涯を通じての健康づくりの促進	生活習慣病等の早期発見・早期治療のための各種検診の充実などにより、女性のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を促進します。	健 康 課
47	女性特有の健康に関する相談機能の充実	女性の疾病予防と健康増進を図る健康に関する相談や妊産婦・乳幼児に関する相談を実施します。	健 康 課
48	性感染症予防対策の充実	エイズや性感染症について、相談・検査を実施することにより、感染者の早期発見・早期治療に努めるとともに、予防意識について啓発します。	健 康 課

施策⑯ 困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境の整備

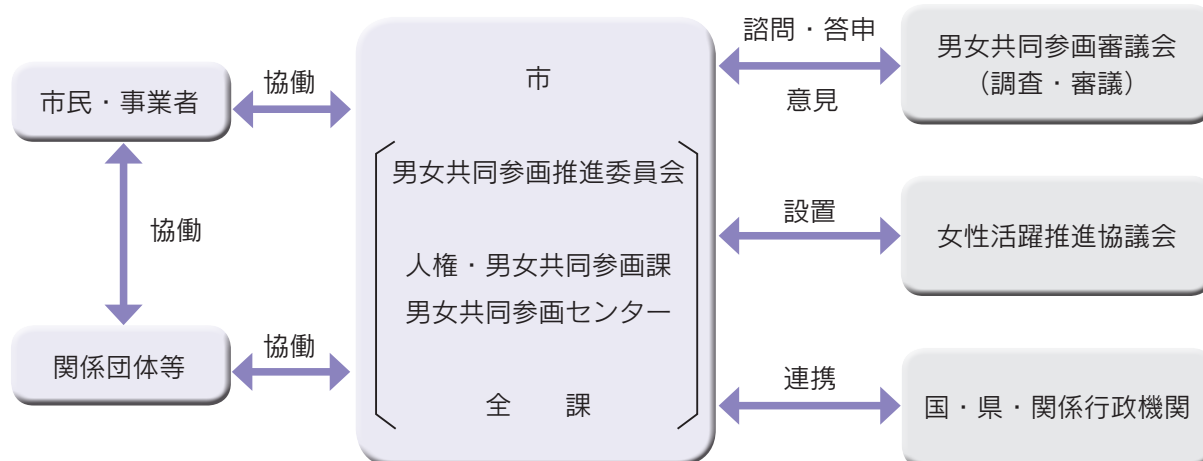
施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
49	ひとり親家庭のための環境整備	地域子ども・子育て支援事業等の利用におけるひとり親家庭への配慮や県等との連携による総合的な自立支援を推進します。	子 育 て 支 援 課
50	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備	高齢者及び障害者の社会参画の促進、自立と暮らしを支える地域づくりの推進及び援助の拡充等に努めます。また、外国籍住民への交流事業や相談業務の充実に努めます。	秘 書 課 高 齢 者 福 祉 課 介 護 保 険 課 障 害 福 祉 課



第3章 計画の推進のために

1 計画の推進体制の整備

男女共同参画の推進を実効性のあるものとし、また女性活躍を推進するために、次のような体制を整え、市、市民及び事業者と協働の下に行います。



■ 長野市男女共同参画推進委員会

庁内推進組織である「長野市男女共同参画推進委員会」において、関係部局間の密接な連携調整を行い、より効果的に計画の推進を図ります。

■ 長野市男女共同参画審議会

長野市男女共同参画推進条例第24条に基づき設置する「長野市男女共同参画審議会」において、市長の諮問に対して答申及び本計画における評価指標の進捗状況について調査審議し、目標の達成に向けて意見を述べるほか、必要に応じて男女共同参画の推進に関する総合的施策及び重要事項に関して調査、審議します。

■ 長野市女性活躍推進協議会

女性活躍推進法第23条第1項に基づき設置する「長野市女性活躍推進協議会」において、協議会を構成する関係団体及び構成員（以下「関係機関等」という。）が女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議します。

■ 関係団体等との協働

地域女性ネットワークや市民サポーターなどの関係団体等と協働し、市民・事業者の意識啓発を図るとともに、住民自治協議会と連携し、各地域の実情に合わせた講座・セミナーを実施します。

■ 国・県・関係行政機関との連携

計画を推進するに当たって、国、県、関係行政機関との連携を図ります。

■ 苦情の申出への対応

男女共同参画の推進に関する施策などに対する市民及び事業者からの苦情の申出に対し、適切な措置を講じます。

2 拠点の充実と市民参画の促進

■ 拠点機能の充実

男女共同参画社会の実現に向け、啓発のための企画などの各種事業を推進します。また、市民が主体的に活動を展開する場及び女性に対する支援となる相談事業を担う場として、長野市勤労者女性会館しなのきに設置する男女共同参画センターにおいてその機能を充実します。

■ 市民参画の促進

団体、グループ、事業者などによる男女共同参画を推進するための情報提供の充実やネットワークづくりなどの支援に努めます。

3 計画の進捗状況の評価指標

以下の評価指標により計画の進捗状況を把握し、施策に反映します。

基本的な方向	評価指標	内容	H29年度 (2017年度)	目標値 (2021年度)	目標値設定の 考え方
I 【学び】	A	性別による固定的な役割分担の意識度 「男性は仕事、女性は家事・育児」という、性別による固定的な役割分担意識に反対する市民の割合	61.9%	70%	性別による固定的な役割分担意識の醸成を更に図り、反対する市民の増加を目指します。
	B	男女共同参画に対する認識度 「男女共同参画社会」という、言葉の意味を知っている市民の割合	38.5%	80%	男女が共に個性と能力を発揮し、責任を分かち合う社会の実現のため、市民の理解の増加を目指します。
II 【実践】	C	市の政策・方針決定過程への女性の参画度 審議会等への女性の参画度	39.4%	40%	委員の数が男女とも40%以上になることを目指します。

基本的な方向	評価指標	内容	H29年度 (2017年度)	目標値 (2021年度)	目標値設定の 考え方	
II 【実践】	D	地域の方針決定の場への女性の参画度	住民自治協議会の役員（評議員、委員、代議員等）への女性の参画率	16.5%	30%	住民自治協議会に女性の参画を促し、女性役員の増加を目指します。
	E	長野市役所における管理的地位にある職員に占める女性の割合	長野市役所における課長相当職以上に占める女性職員の割合（消防職員を除く）	6.4%	* 8%	長野市の女性活躍の牽引役として、長野市役所特定事業主行動計画に基づき、課長相当職以上の女性職員の増加を目指します。
III 【調和】	F	男性の家事への参画度	男性の平日1日当たりの家事従事時間が1時間以上の割合	37.1%	40%	男性の平日1日当たりの家事従事時間の増加を目指します。
	G	ワーク・ライフ・バランスの認識度	「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の言葉も内容も知っている市民の割合	29.5%	50%	自ら希望するバランスで様々な活動を展開できることの重要性について、市民の半数以上の理解を目指します。
	H	長野市役所における男性職員の育児休業取得率	長野市役所における育児休業を取得する正規男性職員の割合	6.4% (H28年度)	* 8%	長野市の女性活躍の牽引役として、長野市役所特定事業主行動計画に基づき、男性職員の育児休業取得者の増加を目指します。
IV 【尊重】	I	DV被害に対する市の対応窓口の認知度	DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合	24.1%	50%	DV被害にあったとき、当事者又はその周囲の人が相談する場所について、市民の半数以上の認知を目指します。

*長野市役所特定事業主行動計画目標値（目標年度平成H32（2020）年）

基本的な方向	評価指標	内 容	H29年度 (2017年度)	目標値 (2021年度)	目標値設定の 考え方
IV 【尊重】	J DVなどの 身近な暴力 は人権侵害 であるとの 認識度	DVなどの身近な暴力はどんな場合でも人権侵害だと思ふ市民の割合	73.0%	80%	DVがどのような場合でも人権侵害に当たることへの認識を増やすことを目指します。

- A・B・F・G・I・J …………… 意識調査
 C・D …………… 女性の公職等参画状況調査
 E・H …………… 長野市役所特定事業主行動計画

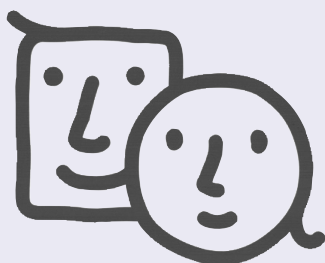
4 計画策定後の進捗管理

本計画の達成を着実に図るため、定期的に意識調査等の各種調査を実施し、評価指標の進捗状況を把握するとともに、長野市男女共同参画審議会による施策の実施状況の点検・評価などを受けながら、計画を総合的かつ効果的に進めます。

5 計画の推進に向けて

本計画を推進するに当たっては、市だけでなく、市民、関係団体、事業者等がそれぞれの立場で男女共同参画社会の実現を意識して取り組んでいく必要があります。

また、本計画では、職業生活における女性の活躍を推進するための施策を明示しました。事業者や住民自治協議会、関係団体等が協働によるパートナーシップを確立するとともに、互いが主体的な取組を図ることにより、あらゆる分野での女性活躍を促進し、男女共同参画社会の実現を目指します。



NAGANO

資 料

○ 関係法令	
日本国憲法（抄）	36
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	40
男女共同参画社会基本法（抄）	47
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）	51
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）	59
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）	63
長野市男女共同参画推進条例	70
○ 男女共同参画関連年表	74
○ 第四次長野市男女共同参画基本計画策定の経過	78
○ 長野市男女共同参画審議会委員名簿	80
○ 用語解説（五十音順）	81

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一条から第八条まで(略)

第二章 戦争の放棄

第九条(略)

第三章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隷的拘束及び苦役の禁止〕

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共

のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条から第四十条まで（略）

第四章 国会

〔国会の地位〕

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

〔二院制〕

第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

〔両議院の組織〕

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

〔議員及び選挙人の資格〕

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

〔衆議院議員の任期〕

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

〔参議院議員の任期〕

第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

〔議員の選挙〕

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四十八条から第六十四条まで（略）

第五章 内閣

第六十五条から第七十五条まで（略）

第六章 司法

第七十六条から第八十二条まで（略）

第七章 財政

第八十三条から第九十一条まで（略）

第八章 地方自治

〔地方自治の本旨の確保〕

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〔地方公共団体の機関〕

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〔地方公共団体の権能〕

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

〔一の地方公共団体のみに適用される特別法〕

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第九章 改正

第九十六条（略）

第十章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の

試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章 補則

第百条から第百三条まで（略）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、

国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選

争される資格を有する権利

- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育に

おける男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障

害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、

子の利益は至上である。

- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗（ちよく）状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効

力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機

関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が

寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法(抄)

発令：平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号 最終改正：平成 11 年 12 月 22 日号外法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の

対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、

子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施

策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抄)

発令：平成13年4月13日法律第31号 最終改正：平成26年4月23日号外法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をし

ていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基

本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相

談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援セン

ター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの

暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後

に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日

から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住

居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の

所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求め

た日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の

要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を

申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規

定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

第十九条から第二十二條まで(略)

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者から

の暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

第二十七条から第二十八条まで略

第五章の二 補則

第二十八条の二 (略)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(抄)

発令：昭和47年7月1日法律第113号 最終改正：平成29年6月2日号外法律第45号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
- 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働

者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項については、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定め

るものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合におい

て、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条の二 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指

針」という。)を定めるものとする。

- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる

措置に関する計画の作成

- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第十八条から第二十七条まで(略)

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条から第三十二条まで (略)

第五章 罰則

第三十三条 (略)

附 則 (略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

発令：平成 27 年 9 月 4 日号外法律第 64 号 最終改正：平成 29 年 3 月 31 日号外法律第 14 号
改正内容：平成 29 年 3 月 31 日号外法律第 14 号 [平成 30 年 1 月 1 日]

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏ま

え、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する

る取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が

一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活

躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の

規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事

業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機

関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行

うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏

らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)

長野市男女共同参画推進条例

平成 15 年 3 月 28 日長野市条例第 4 号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、女子差別撤廃条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきた。

長野市においても、真の男女平等の実現に向けて、女性行動計画の策定等様々な施策を推進してきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣行は依然として根強く、真の男女平等の実現にはいまだに多くの課題が残されている。

このような状況に加え、少子高齢化の進展等、社会経済情勢の大きな変化に対応していくためにも、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが、緊急かつ重要な課題となっている。

ここに私たちは、男女共同参画社会を実現することを決意し、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を推進するために、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における

活動に参画する機会が確保され、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会をより積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと及び男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識から生じた社会における制度又は慣行を改善するとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を中立なものとするよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市その他あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、家庭生活において対等な役割を果たすとともに、相互の協力と社会の支援の下に家庭生活における活動と職業生活等社会における活動とを両立して行うことができるようにすること。

(5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に配慮すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策

として位置づけ、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民及び事業者と協働の下に行うものとする。
（市民の責務）

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
（性別による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由として差別的な取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識から生じた言動により個人に不快感若しくは不利益を与えたり、又は生活環境を害することをいう。以下同じ。）を行ってはならない。

- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。
（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 何人も、広く市民を対象とした広報、広告等において、性別による固定的な役割分担意識及びドメスティック・バイオレンスを助長し、又は連想させるような表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

（地域における男女共同参画の推進）

第9条 何人も、自治会、PTA等の団体の活動において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

（教育における男女共同参画の推進）

第10条 何人も、学校教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2）男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、男女共同参画基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、長野市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第12条 市長は、毎年度男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにするため報告書を作成し、これを公表しなければならない。
（調査研究）

第13条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査及び研究を行い、その成果を公表しなければならない。

(財政上の措置等)

第 14 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(推進体制の整備)

第 16 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について総合的に調整を行い、及び計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。

(普及啓発)

第 17 条 市は、市民及び事業者の基本理念に対する理解を深めるため、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別を理由とする差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスにより人権を侵害する行為の防止に関する啓発に努めるものとする。

3 市は、家庭、職場、地域社会等あらゆる教育及び学習の場において市民及び事業者が基本理念に対する理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(積極的格差是正措置)

第 18 条 市長等は、附属機関の委員等を委嘱する場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

2 市は、職場、学校、地域社会等あらゆる場における活動に参画する機会において男女間に格差が生じている場合、積極的格差是正措置を講ずる市民及び事業者に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市民等が行う活動への支援)

第 19 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自発的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と職業生活等との両立支援)

第 20 条 市は、男女が共に、家庭生活における活動と職業生活等社会における活動とを両立す

ることができるように、子育て及び家族の介護等において必要な支援を行うよう努めるものとする。

(苦情の申出等)

第 21 条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、長野市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(被害者の相談)

第 22 条 市は、性別を理由とする差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスによって人権が侵害された者から相談があった場合には、関係機関との連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。
(拠点施設)

第 23 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点施設を長野市勤労者女性会館しなのき内に整備するものとする。

第 3 章 長野市男女共同参画審議会

(設置)

第 24 条 男女共同参画を推進する上で必要な事項を審議するため、長野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査及び審議するほか、必要に応じて男女共同参画の推進に関する総合的施策及び重要事項に関し調査し、及び市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 25 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(専門部会)

第27条 審議会は、専門の事項を調査するため及び苦情処理のため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 審議会は、苦情処理のため専門部会が行った審議を審議会が行ったものとすることができる。

(補則)

第28条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に長野市男女共同参画懇話会要綱(平成2年6月1日制定)の規定に基づき長野市男女共同参画懇話会の委員として委嘱されている者は、この条例の施行の日に、

この条例の規定に基づく審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第25条第4項の規定にかかわらず、同日における長野市男女共同参画懇話会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

3 長野市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和41年長野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

男女共同参画関連年表

年	世界	日本
1975 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）開催「世界行動計画」「メキシコ宣言」採択 ・国連総会で1976年～85年を「国連婦人の10年」と決定	・内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置 ・総理府婦人問題担当室開設
1976 (昭和51年)	・国連婦人の10年（～85年）	・「民法」改正（離婚復氏制限の廃止）
1977 (昭和52年)		・婦人問題企画推進本部が「国内行動計画・前期重点目標」を発表
1978 (昭和53年)		
1979 (昭和54年)	・第34回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択	
1980 (昭和55年)	・国連婦人の10年（中間年）世界会議（コペンハーゲン）開催 ・「女子差別撤廃条約」署名式	・「女子差別撤廃条約」に署名 ・「民法」改正（配偶者の相続分引き上げ） ・国連婦人の10年中間年全国会議
1981 (昭和56年)	・ILO第156号条約（家族的責任条約）採択	・婦人問題企画推進本部が「国内行動計画・後期重点目標」を発表
1982 (昭和57年)		
1983 (昭和58年)		
1984 (昭和59年)		・「国籍法」「戸籍法」改正（父系血統主義から父母両系主義へ）
1985 (昭和60年)	・国連婦人の10年最終年世界会議（ナイロビ）開催「西暦2000年に向けての将来戦略」を採択 ・第71回ILO総会にて雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「国民年金法」改正（専業主婦の基礎年金保証） ・文部省検討会議において家庭科の男女履修の機会均等を表明
1986 (昭和61年)		
1987 (昭和62年)	・女子差別撤廃委員に日本が初の委員に	・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定～男女共同参画型社会の形成～ ・「所得税法」改正（配偶者特別控除制度新設）
1988 (昭和63年)		・「労働基準法」改正（労働時間の短縮） ・婦人週間40周年記念 ・「農山漁村婦人の日」を設定
1989 (平成元年)		・育児休業制度普及促進月間設定 ・「雇用保険法」改正 ・「パート減税法」公布 ・学習指導要領の改定（高等学校家庭科の男女必修等）
1990 (平成2年)	・「国連婦人の地位委員会」（ウィーン）において「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択	
1991 (平成3年)		・「育児休業法」公布 ・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」第一次改定～「共同参加」→「共同参画」へ～
1992 (平成4年)		・初の婦人問題担当大臣誕生
1993 (平成5年)	・第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布 ・初の女性衆議院議長就任
1994 (平成6年)	・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）開催「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際人口・開発会議（カイロ）開催	・内閣に「男女共同参画推進本部」設置 ・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置（政令）
1995 (平成7年)	・第4回世界女性会議（北京）開催「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） ・「ILO156号条約（家族的責任条約）」批准
1996 (平成8年)		・男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定
1997 (平成9年)		・「男女共同参画審議会」設置（法律） ・「労働基準法」改正（女子保護規定撤廃） ・「男女雇用機会均等法」改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務） ・「育児・介護休業法」改正（深夜業制限） ・「介護保険法」公布

長野県	長野市
・国際婦人記念「国際婦人年長野県大会」を開催	
・社会部労政課「婦人福祉係」設置 ・長野県婦人問題協議会設置（関係部長、教育長） ・「長野県婦人問題県民会議」設立	・婦人の窓口担当を労政課に設置（4月） ・「長野市働く婦人の家」開館（4月）
・「長野県婦人行動計画」策定 ・「婦人係」設置 ・社会部青少年家庭課に「婦人室」設置	
・長野県婦人総合センター設置	・「国連婦人の10年記念大会」開催。これを機会に「長野市婦人団体連絡会」を設立（12月）
・「新長野県婦人行動計画」策定	・福祉部労政課「婦人室」設置（4月） ・「長野市婦人問題連絡調整委員会」設置（4月）
	・「長野市婦人行動計画」策定委員委嘱（8月）
	・「長野市南部働く婦人の家」開館（1月） ・「長野市女性行動計画」策定（10月）
	・「長野市女性問題懇話会」設置（7月）
・「さわやか信州女性プラン」（第3次長野県婦人行動計画）策定	
・「婦人室」「婦人総合センター」を「女性室」「女性総合センター」と名称変更	・「労政課婦人室」を「労政課女性室」と名称変更（4月）
	・「婦人団体連絡会」を「女性団体連絡会」と名称変更
	・「みとめあい ささえあい21」（第二次長野市女性プラン）策定（3月） ・勤労者女性会館しなのき開館（4月）
・「信州女性プラン」（第4次長野県女性行動計画）策定 ・「女性プラン推進委員会」「地域女性コミュニケーター」設置 ・社会部「女性課」設置	

年	世界	日本
1998 (平成 10 年)		・男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について」答申 ・「女性に対する暴力」について中間報告
1999 (平成 11 年)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画の促進）
2000 (平成 12 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）開催 「成果文書」「政治宣言」採択	・男女共同参画審議会が「女性に対する暴力に関する基本的方策について」「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」公布・施行
2001 (平成 13 年)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」公布・施行
2002 (平成 14 年)		
2003 (平成 15 年)	・女子差別撤廃条約実施状況第 4, 5 回報告審査	・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行
2004 (平成 16 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正
2005 (平成 17 年)	・第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京 + 10」閣僚級会合）（ニューヨーク）	・「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定
2006 (平成 18 年)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）開催	・「男女雇用機会均等法」改正
2007 (平成 19 年)	・第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合（インド）開催	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定
2008 (平成 20 年)	・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出	・「次世代育成支援対策推進法」改正
2009 (平成 21 年)	・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審査 ・ILO 第 98 回総会「ディーセント・ワークの中心にあるジェンダー平等」開催	・「育児・介護休業法」改正
2010 (平成 22 年)	・第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京 + 15」閣僚級会合）（ニューヨーク）	・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定
2011 (平成 23 年)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）発足 ・ILO と UN Women が職場における女性のエンパワーメント促進に向けた覚書締結	
2012 (平成 24 年)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	
2013 (平成 25 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」改正 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」改正
2014 (平成 26 年)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	
2015 (平成 27 年)	・第 59 回国連婦人の地位委員会（北京 + 20）開催	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定
2016 (平成 28 年)	国連女子差別撤廃委員会「第 7 回及び第 8 回報告書」最終見解	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正
2017 (平成 29 年)		

長野県	長野市
	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により「生活部女性課」に昇格（4月） ・「長野市女性問題連絡調整委員会」を「長野市女性政策推進委員会」に名称変更（4月）
<ul style="list-style-type: none"> ・女性総合センターの愛称「あいとびあ」に決定 ・「男女共同参画推進委員会」設置（「女性プラン推進委員会」を改組） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性課」を「男女共同参画課」に名称変更（4月） ・「みとめあい ささえあい21」（長野市男女共同参画計画）策定（3月） ・「長野市女性政策推進委員会」を「長野市男女共同参画推進委員会」に名称変更（4月）
<ul style="list-style-type: none"> ・「パートナーシップ長野21」（長野県男女共同参画計画）策定 ・「女性課」を「男女共同参画課」に名称変更 	
<ul style="list-style-type: none"> ・「長野県男女共同参画社会づくり条例」公布 	
<ul style="list-style-type: none"> ・「長野県男女共同参画推進指導委員」「長野県男女共同参画審議会」設置 ・「パートナーシップながの21」（長野県男女共同参画計画）改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「長野市男女共同参画推進条例」施行（4月） ・「長野市男女共同参画審議会」設置（4月） ・「長野市男女共同参画市民推進員設置要綱」施行（5月）
<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画課」を「ユマニテ・人間尊重課」に改組 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者女性会館しなのき内に「男女共同参画センター」設置（4月） ・「働く婦人の家」「南部働く婦人の家」「柳町働く女性の家」「南部働く女性の家」に名称変更（4月）
<ul style="list-style-type: none"> ・「ユマニテ・人間尊重課」を「人権・男女共同参画課」に名称変更 ・「男女共同参画センター」を「配偶者暴力相談支援センター」に指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「みとめあい ささえあい21」（長野市男女共同参画基本計画）策定（3月） ・「男女共同参画課」を「男女共同参画推進課」に名称変更（4月） ・長野市男女共同参画シンボルマーク決定（8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次長野県男女共同参画計画」策定（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画セミナー実施要領」施行（7月）
	<ul style="list-style-type: none"> ・「長野市男女共同参画促進サポート事業実施要領」施行（4月）
	<ul style="list-style-type: none"> ・「みとめあい ささえあい21 第二次長野市男女共同参画基本計画」策定（3月）
<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次長野県男女共同参画計画」策定（3月） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「みとめあい ささえあい21 第三次長野市男女共同参画基本計画」策定（3月） ・機構改革により「男女共同参画推進課」を「人権・男女共同参画課」に名称変更（4月）
<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次長野県男女共同参画計画」策定（3月） 	

第四次長野市男女共同参画基本計画策定の経過

長野市男女共同参画審議会への諮問

28 人権第 237 号
平成 29 年 1 月 30 日

長野市男女共同参画審議会
会 長 柳原 静子 様

長野市長 加 藤 久 雄

第四次長野市男女共同参画基本計画策定について（諮問）

長野市男女共同参画推進条例第 11 条第 1 項及び第 3 項の規定により、平成 30 年度を初年度とする「第四次長野市男女共同参画基本計画」を策定するため、同条例第 24 条第 2 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

長野市男女共同参画審議会の答申

平成 30 年 1 月 23 日

長野市長 加藤 久雄 様

長野市男女共同参画審議会
会 長 柳原 静子

第四次長野市男女共同参画基本計画について（答申）

平成 29 年 1 月 30 日付け 28 人権第 237 号で諮問のありました第四次長野市男女共同参画基本計画の策定について、本審議会で慎重審議を重ねた結果、別冊（案）のとおり決定しましたので答申します。

第四次長野市男女共同参画基本計画策定の審議状況

平成 29 年 (2017 年)	
1 月	長野市男女共同参画審議会① ～第四次長野市男女共同参画基本計画策定について諮問～
8 月	長野市男女共同参画推進委員会① ～第四次長野市男女共同参画基本計画策定及び具体的施策について～
9 月	長野市男女共同参画審議会② ～第四次長野市男女共同参画基本計画の施策体系について～
10 月	長野市男女共同参画推進委員会② ～第四次長野市男女共同参画基本計画 (素案) について
10 月	長野市男女共同参画審議会③ ～第四次長野市男女共同参画基本計画 (素案) について～
11 月	長野市男女共同参画審議会④ ～第四次長野市男女共同参画基本計画 (案) について～
12 月	第四次長野市男女共同参画基本計画 (答申案) に対する市民意見等の募集
平成 30 年 (2018 年)	
1 月	長野市男女共同参画審議会⑤ ～第四次長野市男女共同参画基本計画答申 (案) の決定～
1 月	第四次長野市男女共同参画基本計画 (案) の答申
2 月	庁議において決定

長野市男女共同参画審議会委員名簿

第8期【任期：平成28年7月1日～平成30年6月30日 委員数15名】（敬称略）

氏名	役職等	備考
柳原 静子	長野市地域女性ネットワーク 会長	会長
小林 和宏	社会保険労務士	副会長
天野由紀子	長野労働局雇用・環境均等室 室長補佐	
植木 宏一	植木商店 専務取締役	
桜井 弥生	NPO 法人 Mam's Style 理事長	
繁野 修一	長野市PTA連合会 副会長	
嶋田 邦善	長野商工会議所 指導部長	H29.4.1 から
高野 嘉樹	連合長野 長野地域協議会 ながの農協労働組合書記長	
田仲 由佳	清泉女学院大学 助教	
玉井 恵子	長野市農村女性ネットワーク研究会 会長	
徳武 高久	長野商工会議所 理事・中小企業相談所 所長	H29.3.31 まで
中澤みどり	公 募	
野口 暢子	長野県短期大学 助教	
松井 明子	公 募	
水越 涉	公 募	
宮本 尚武	株式会社 ミヤ 代表取締役	

用語解説 (五十音順)

あ行

エンパワーメント (掲出ページ P4)

自らの知識と能力を高め、力を持った存在になること。本来持っている力を取り戻すこと。

か行

家族経営協定 (掲出ページ P19)

経営主と共同経営者である家族員が、個々人の意見を尊重し、家族員の自由な意思に基づいて農業経営のやり方や生活運営について文書にて取決めを行うこと。

子育て応援アプリ「すくすくナビ」

(掲出ページ P25)

市の事業で、妊娠、出産、子育て等に関する情報収集や、子どもの成長記録・予防接種記録などをスマートフォンで確認・管理ができるアプリのこと。

さ行

参画 (掲出ページ P1)

社会の様々な場に、単に参加するだけでなく、企画、立案及び決定にも自分の意思で関わり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うといった主体的かつ積極的な態度や行動をいう。

児童虐待・DV 24 時間ホットライン

(掲出ページ P6)

長野県において実施している、児童虐待及びDVに関する緊急の通告・通報に対し、24 時間相談員が電話にて受け付ける窓口のこと。

市民サポーター (掲出ページ P20)

市の制度で、登録により地域の男女共同参画に関する事業やセミナーなどの活動をサポートする市民のこと。

住民自治協議会 (掲出ページ P3)

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている住民の自主的な団体で、住民の福祉の増進に向かって市と協働する関係にある組織のこと。市内全地区で組織化されている。

情報紙 (With You) (掲出ページ P15)

男女共同参画センターにて、男女共同参画に関する啓発を行うため、市民編集委員が取材等を行い、フリーペーパーを媒体として様々な情報を提供する情報紙のこと。

女性に対する暴力をなくす運動

(掲出ページ P28)

国において、女性に対する暴力が男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題として、毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日までの 2 週間を、地方公共団体及び関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化する目的で行うもの

性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

(掲出ページ P26)

女性の一生を通じての身体と性に関する健康を保障し、子どもを産むかどうか、いつ何人産むかについて、女性が自らの意思で選択できる権利を尊重し、広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すもの。特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていること。子どもを産むか産まないか、産むなら何時、何人産むかを性的関係と共に自らの意思で主体的に選択する自由や、妊娠・出産、避妊、中絶などにおける人権に配慮した安全な治療を始めとして、思春期、妊娠・出産期、更年期など生涯にわたる良好な健康管理が含まれる。また、そのために必要な自らの体や健康について正確な知識や情報を持つこと、性的暴力や差別、強制を受けないことなども幅広く含まれる。この概念は

1994年の国際人口・開発会議で提唱され、翌年の第4回世界女性会議世界行動綱領で重要課題となった。

性別による固定的な役割分担意識

(掲出ページ P3)

「男性は仕事、女性は家庭」「男性は主、女性は従」などと表されるように、性別によって適した役割や能力、活動する分野があるとして、役割を固定化する考え方や意識をいう。結果的に男女格差を生み出すとともに女性の対等な社会参画による貢献や平等な責任分担・利益配分を困難にする要因ともなっている。

セクシュアル・ハラスメント

(掲出ページ P26)

性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識から生じた言動により個人に不快感若しくは不利益を与えたり、又は生活環境を害したりすること。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

た行

短時間正社員 (掲出ページ P24)

期間の定めのない労働契約を締結している正社員で、フルタイム正社員（1週間の所定労働時間が40時間程度）と比較して1週間の所定労働時間が短い社員。同種のフルタイム正社員と同一の時間賃率、賞与・退職金等の算定方法を用いられ、社会保険の適用を受けている。

男女共同参画週間 (掲出ページ P15)

平成11年6月23日「男女共同参画社会基本法」が制定されたことから、法の目的と基本理念に関する国民の理解を深めるため、毎年6月23日から1週間、地方公共団体、関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施する週間のこと。

男女共同参画セミナー (掲出ページ P4)

住民自治協議会等が主催となり、男女共同参画社会

形成や性別役割分担意識の是正に関する内容を内容とした講演会、啓発ビデオの上映等を行うこと。「住民自治協議会選択事務（地域の実情等に応じて実施の可否を決定する事務）」となっている。

男女共同参画に関する市民意識と実態調査

(掲出ページ P3)

市の男女共同参画施策の推進状況把握と、今後の推進のための資料を得ることを目的に、市民の意識と実態を調査するもの

<調査対象>

毎年9月1日現在で長野市に在住する20歳以上75歳未満の男女各1,000人の合計2,000人

<抽出方法>

長野市住民基本台帳より単純無作為抽出実施

<参考>

平成29年度送付・回収状況

送付数：2,000票 回収数：831票

回収率：41.6%

地域子育て支援センター (掲出ページ P25)

未就園児（主に0歳から2歳児）を持つ親子に対して、子育てに関する相談等の育児支援を行う施設のこと。

地域包括支援センター (掲出ページ P25)

介護保険の介護予防ケアマネジメント（介護予防支援）・総合相談支援・地域ケア支援や高齢者の虐待防止・権利擁護など地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する拠点のこと。

テレワーク (掲出ページ P24)

パソコンやインターネットなどの情報通信技術を利用し、場所や時間にとらわれなくて働く勤務形態のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

(掲出ページ P3)

配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為。一般的には夫から妻への、若しくは恋人など親密な関係の男性から女性への暴力をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなど社会的暴力、生活費を渡さないなど経済的暴力、性行為の強

要などの性的暴力を含む。

な行

長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針 (掲出ページ P4)

本指針において、「第5委員の選任(5)女性の参画を積極的に進め、「長野市男女共同参画基本計画」に基づき女性委員の割合が40パーセント以上になるよう努める。」としている。

ながのわくわく子育てメール

(掲出ページ P25)

市の事業で、妊娠中の人とそのパートナー、乳幼児の保護者に妊娠・出産から子育てに関するタイムリーな情報を、携帯電話などへメールマガジンで配信するもの

は行

非労働力人口 (掲出ページ P22)

国の労働力調査において、15歳以上の人口のうち、調査期間中に、「収入を伴う仕事を1時間以上した者」等と「仕事はしなかったが、仕事があればすぐ就くことができ、期間中に仕事を探す活動等を行っていた者」以外の者

ファミリー・サポート・センター

(掲出ページ P25)

子育ての手伝いをしてほしい「依頼会員」と子育ての手伝いをしたい「提供会員」が登録し、子育ての相互援助活動を行う会員組織のこと。

母子・夫世帯 (掲出ページ P26)

未婚、死別又は離別の男親(父子世帯)・女親(母子世帯)と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯をいう。

フレックスタイム制 (掲出ページ P24)

1日の労働時間は一定とするが、出社、退社時間を各自の裁量に委ねる勤務制度のこと。

放課後子ども総合プラン (掲出ページ P25)

児童館等と小学校内施設(子どもプラザ)を活用し

て、放課後等における児童の安全で安心な居場所を提供するとともに、遊び・交流・各種体験活動を通じて児童の人間性がより深く、より豊かになることを目的とするもの

ポジティブ・アクション (掲出ページ P1)

男女共同参画社会基本法第2条(2)積極的改善措置において「参画に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、参画機会を積極的に提供することをいう。」としている。

ま行

メディア・リテラシー (掲出ページ P15)

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。メディア(新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画、インターネットなど)からの発信される情報をそのまま受け取るのではなく、主体的、批判的に読み解いて活用する能力のこと、またメディアを活用し自分の考えを表現する能力のこと。

ら行

ライフステージ (掲出ページ P22)

人間の一生において、出生、就職、結婚、出産、子育て、介護、退職など、節目となる出来事によって区分される生活環境の段階のこと。

リベンジ・ポルノ (掲出ページ P26)

離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の裸の写真や動画など、相手が公開するつもりのない私的な性的画像を無断でインターネットの掲示板などに公開する行為

わ行

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

(掲出ページ P3)

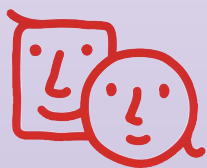
個人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること。

みとめあい ささえあい21

第四次長野市男女共同参画基本計画

平成 30 年 4 月発行

発行／長野市
編集／長野市地域・市民生活部人権・男女共同参画課
長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
電話 026-224-5428
印刷／社会福祉法人 ながのコロニー 長野福祉工場



NAGANO
長野市男女共同参画シンボルマーク

みとめあい ささえあい21 第四次長野市男女共同参画基本計画